

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年12月14日（水）午前8時56分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	久保 史睦 君	副委員長	前島 広紀 君
委員	植山 太介 君	委員	今吉 直樹 君
委員	竹下 智行 君	委員	前田 幸一 君
委員	山口 仁美 君	委員	宮田 竜二 君
委員	徳田 修和 君	委員	仮屋 国治 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	野村 和人 君	議員	藤田 直仁 君
議員	有村 隆志 君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	総務部参事兼総務課長	永山 正一郎 君
総務課主幹兼総務管理グループ長	豊田 理津子 君	総務課総務管理GSL	小島 崇 君
企画部長	出口 竜也 君	地域政策課長	藤崎 勝清 君
地域政策課主幹	今村 伸也 君	地域政策課地域政策グループ長	横山 雅春 君
地域政策課中山間地域活性化G主任主事	松元 聖哉 君		
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	有満 孝二 君
環境衛生課長	末松 正純 君	市民課長	鮫島 真奈美 君
スポーツ・文化振興課長	久木田 勇 君	市民活動推進課市民環境政策グループ長	山口 留美子 君
スポーツ・文化振興課主幹	中島 大輔 君	環境衛生課衛生施設グループ長	四本 久 君
市民課窓口グループ長	吉村 恵理子 君	環境衛生課衛生施設G主査	塩満 慶太 君
環境衛生課衛生施設G主査	豊住 忠幸 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流G主任主事	有菌 宏樹 君
農林水産部長	八幡 洋一 君	農政畜産課長	鎌田 順一 君
林務水産課長	市来 秀一 君	耕地課長	八重山 純一 君
林務水産課長補佐	奥 芳生 君	農政畜産課主幹	内村 光孝 君
耕地課主幹	小濱 健一 君	農政畜産課農政第1グループ長	淵ノ上 博己 君
農政畜産課農政第2グループ長	宮原 博和 君	耕地課耕地第1グループ長	吉田 進 君
耕地課管理グループ長	笠井 剛 君	林務水産課森林土木GSL	臼井 健二 君
商工観光部長	谷口 隆幸 君	商工振興課長	池田 豊明 君
商工観光施設課長	園畑 精一 君	商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長	徳永 健治 君
商工振興課主幹	美坂 雅俊 君	商工振興課主幹	西村 賢三 君
商工観光施設課主幹	松崎 義美 君	商工振興課商工観光政策GSL	川野 洋也 君
商工観光施設課施設管理G主査	若松 樹 君		
建設部長	猿渡 千弘 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	土木課長	西元 剛 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	都市計画課長	秋窪 達郎 君
区画整理課長	岩元 龍己 君	区画整理課課長補佐	古江 洋一 君
建設政策課主幹	笛田 純一 君	土木課主幹	立山 和幸 君
建築住宅課主幹	鶴ヶ野 浩二 君	都市計画課主幹	深迫 康幸 君

区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君	建設施設管理課道路管理グループ長	海江田 和大 君
土木課道路整備第1グループ長	徳重 和博 君	土木課道路整備第2グループ長	叶 和美 君
都市計画課都市計画グループ長	米田 大祐 君	建設政策課政策G主査	今村 翔 君
消防局長	細山田 孝美 君	消防局長次長	川崎 敏朗 君
総務課長補佐	原田 幸市 君	消防局総務課主幹	池田 康一郎 君
教育部長	池田 宏幸 君	教育総務課長	西 敬一朗 君
学校給食課長	西溜 和幸 君	国分図書館長	安栖 賢一 君
国分中央高等学校事務長	堀之内 真一 君	教育総務課主幹	徳田 章 君
教育総務課主幹	町田 信彦 君	学校給食課主幹	竹下 裕一郎 君
国分図書館主幹	飛松 圭子 君	国分中央高等学校主幹	徳留 要一 君
教育総務課教育政策グループ長	山内 太 君	教育総務課教育総務GSL	岩田 友美 君
教育総務課教育施設GSL	小濱 直人 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第156号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第13号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前8時56分」

○委員長（久保史睦君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る12月6日の本会議で付託されました議案2件の審査を行います。お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

### △ 議案第156号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第13号）について

○委員長（久保史睦君）

議案第72号、令和4年度霧島市一般会計補正予算（第10号）について、総括及び総務部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第156号、令和4年度霧島市一般会計補正予算（第13号）についての総括を御説明申し上げます。この補正予算は、台風14号等により被災した施設の本格復旧に要する経費、電力・燃料費の価格高騰により不足が見込まれる施設の維持管理に要する経費、新型コロナウイルス感染症等に係る本市の緊急対応策第11弾を講じるために必要な経費を主なものとしています。歳入につきましては、特定財源といたしまして国県支出金、特定基金繰入金、市債等を、一般財源といたしまして地方交付税、財政調整基金繰入金等を計上いたしております。その結果、歳入歳出それぞれ20億889万円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ755億7,133万2,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を行おうとするものです。次に、総務部の関係につきまして、御説明を申し上げます。歳入につきましては、地方特例交付金、地方交付税、基金繰入金、繰越金に所要の経費を計上するとともに、国の決定通知に伴い市債の減額を行うものでございます。歳出につきましては、総務費で、シビックセンター外壁改修等に要する経費、エネルギー価格高騰に伴い不足が見込まれる施設の光熱水費をそれぞれ計上しようとするものです。詳細につきましては、引き続き、総務課長がご説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

総務課に関する令和4年度一般会計補正予算（第13号）について、御説明いたします。補正予算説明資料1ページ、予算に関する説明書は35～36ページになります。（目）8財産管理費ではシビ

ックセンター維持管理事業、総合支所維持管理事業、及び、隼人市民サービスセンター維持管理事業において、エネルギー単価高騰に伴い、光熱水費の不足が見込まれることから、3事業合計1,896万5,000円増額しようとするものです。また、シビックセンター維持管理事業において、国分シビックセンター行政棟本館北側の外壁が剥離し、落下の恐れがあることから早急に改修しようとするもので、9,700万円増額しようとするものです。特定財源としまして、まちづくり基金繰入金を9,700万円計上しています。

○委員長（久保史睦君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員長（仮屋国治君）

今回の補正予算で、総務だけでなく光熱水費の補正が出ているわけですけれども、どのような計算式で金額を決定されておられるのかお示しをいただきたい。

○総務部長（橋口洋平君）

全体的に、ほぼ大きな工事以外は光熱水費になっておりますけれども、今回補正する施設のうち特殊要因を含む施設を除きますと、令和4年当初予算と比較して約3割、26.9%の増加を見込んで光熱水費等の補正予算を計上しているところでございます。

○委員長（仮屋国治君）

26.9%の増加ということですね。とにかく、電気代やら光熱費が上がってくるものだから、私も家にいるときは毛布に包まって、エアコンをつけないようにしてるんですけども。行政としては節約という観点からいくとどのようなことに取り組んでいこうと考えておられるかお示しをください。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

総務課では今月初めか11月末か記憶にございませんけれども、電気料金等の高騰に伴って節電を全職員に呼びかけたところです。また今九州電力が節電の取組で確か電気代が月何十万か安くなるというキャンペーンやっておりますので、それにも参加して節電を心がけて電気料金を安くしようと、これは全庁的に全ての施設において取組を行っているところでございます。

○委員長（仮屋国治君）

ただいまの答弁の九州電力の何十万か節電になるというところをもう少し具体的に教えていただけますか。

○総務課総務管理グループサブリーダー（小島 崇君）

九電節電プログラム2022というのがございまして、対前年度同月比3%減を達成した場合一つの施設で月額2万500円。契約電力によって違うのですが。申し訳ございませんシビックセンターにおいては2万5千円、申し訳ございません2万5千円でございます。2万5千円減額されます。対象施設としては全体で58施設になりますのでそれらが全て達成すると相当な金額になるものと見込まれてます。

○委員（今吉直樹君）

仮屋委員の質疑に関連するんですけど、庁舎内の照明のLED化、消費電力が少ない照明にかえる点について、何かこう進めてらっしゃることがありましたらお示しをお願いします。

○総務部長（橋口洋平君）

基本的には環境衛生につくる省エネの目標に向かってその計画を進めるとこなんですけれども。来年度から議会でもお話ししましたが包括管理の委託が出来ないかということで今検討しております。その中で施設の例えばLED化であるとか、そういうのを提案していただいて、通常の業務で市が直接やるよりも安価で安定的であるということになりましたら、そういった包括の委託制度を使いまして、LED化というところも進めていきたいというふうに考えております。

○委員（今吉直樹君）

今の話はシビックセンターだけでしょうかそれとも、市内の公の施設に対象になるのでしょうか。

○総務部長（橋口洋平君）

シビックセンターだけではなく、できるだけ多くの施設で進めていきたいというふうに考えておりますけれども、今プロポーザルを来年の1月にヒアリングを受けようとしております。なのでもし受注したらその受注した業者と1年間かけて、どこの施設がLED化が適切というか、安定的に効率的に進められるかっていうのを進めながら、平成6年度から実施できるものについては実施していきたいというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

今の説明でシビックセンターの北側ですか、9,700万円という、要するに修繕費ということで出ますけど、これは北側全面なのかそれとも、面積にしてどのぐらいのところを見込んでいらっしゃるのかお尋ねします。

○総務課総務管理グループサブリーダー（小島 崇君）

9,700万につきましては、行政棟北側と議会棟の東西の壁面のほうと屋上防水こちらのほうを計画しております。外壁改修の施工面積は約4,200㎡、延べ床面積が9,852㎡こちらのほうを計画しております。

○委員（植山太介君）

今の関連でお伺いいたします。こういったのは高効率とか予算の関係でもまとめてやったほうがよいという認識でいるんですけども。一通りこれで今日につく箇所の改修は終わるということなのか、まだ、危険な箇所は残ってるけど予算上施工出来ないってということなのかちょっとそこら辺の説明をお願いいたします。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

計画的に行っております。庁舎が平成8年に建設されましてもう既に25年が経っておりまして、既に外壁改修は公民館のほうは終えております。北側につきましてはですね、現在剥離している場所等もあるもんですから、これは秋に落ちそうな場所は全て撤去して安全性を保っているところで、その中で今回一番剥離が大きい北側を先にしようということで、あと議会棟。今年度以降また南側もやって一通りの外壁改修を終えるということになります。

○委員（植山太介君）

今回ので何割が終了するという認識でよろしいでしょうか。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

今回のこの北側の改修工事を終えますと、残りが南側と本庁舎の裏にある機械棟の部分が残りますのでおおむね7割程度が終了するのかなと考えております。

○副委員長（前島広紀君）

今の説明で外壁が4,200㎡、これは今剥離の部分の改修ということでわかったわけなんですけれども、延べ床面積の9,852㎡、これはどういうことをするんですか。

○総務課総務管理グループサブリーダー（小島 崇君）

延べ床面積の9,852㎡は行政棟の面積になります。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前 9時11分」

「再開 午後 9時12分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課総務管理グループサブリーダー（小島 崇君）

外壁改修の施工面積は4,200㎡です。

○副委員長（前島広紀君）

先ほど答弁がございました延べ床面積の9,852㎡というのは、今回のこの予算とは関係ない話だったということですよ。はい。それと、先ほど少し話がありましたけれども防水工事、ここはどの

ぐらい予定されているのかお伺いいたします。

○総務課総務管理グループサブリーダー（小島 崇君）

申し訳ございません。今、おっしゃられるとおおり9,850は関係ございませんでした。あわせて防水改修の施工面積は1,200㎡になります。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで総括及び総務部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時14分」

「再開 午前 9時15分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、企画部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

議案第156号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第13号）のうち、企画部所管の補正予算について、御説明申し上げます。令和4年度一般会計補正予算（第13号）説明資料、1ページを御覧ください。企画部の補正予算は、地域政策課所管の事業に係るものであり、（目）霧島ふるさと元気再生事業費の補正額5億5,851万4,000円のうち、1,264万9,000円を計上しています。このうち、路線バス支援事業につきましては、エネルギー価格高騰に伴う燃料価格の上昇等により、厳しい経営状況に直面している、南国交通株式会社及び鹿児島交通株式会社に対し、補助金327万9,000円を交付するものです。次に、2ページの移住定住促進補助事業につきましては、霧島市移住定住促進補助金及び霧島市移住支援金について、当初の見込みを上回る申請件数で推移していること等から937万円を増額するものです。霧島市移住定住促進補助金につきましては、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例及び同条例施行規則の規定により、当初の交付申請時に補助金額の2分の1を交付し、当該交付申請の5年後に最終補助金として残りの2分の1を交付いたします。今回、当初交付申請時から5年以内に転出された方について、最終補助金の交付が不要となったことから、補正予算額の積算に当たり、当該減額分も加味しています。なお、歳出内訳及び歳入の特定財源につきましては、下表のとおりです。以上で、企画部所管の補正予算の説明を終わりますので、審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久保史睦君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山太介君）

路線バス支援事業についてお尋ねをいたします。これは要望があったのか、こちらから提案したのか、また、補助金の算出根拠となるものがあればお示してください。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

燃料価格高騰に伴いましてバス事業者のほう、大変厳しい経営状況に置かれております。そのような状況から鹿児島交通のほうからは令和4年8月31日に、南国交通につきましても同年8月30日に市に対して要望のほうがなされているところでございます。それと積算根拠でございます。327万9千円の積算根拠でございますが、本補助金の交付の対象といたしましてはバス事業者のほう、公費、県、国などの補助金を受けていない、いわゆる自主運行系統路線というものに対して補助を行おうとするものでございます。対象といたしましては、鹿児島交通のほう、4系統でございます。1系統あたり30万円になりますので鹿児島交通につきましても120万円。内訳ですね。南国交通につきましても対象系統七つでございます。その七つのうち一つの系統につきましても、バス事業者のその系統の欠損額、収支の差ですね、それが30万円を下回っている系統が一つでございます。南国交通につきましても、7系統で207万9千円となっております。合わせて327万9千円の補助をしようと

いうものでございます。

○委員（山口仁美君）

移住の市支援金についてお伺いしたいんですけれども、こちらの事業で当初の見込みを上回る申請件数で推移ということなんですけれども、今どのような状況か。申請の件数とあわせてお示してください。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

まず、現在の制度につきましては、令和2年度に一部改正見直しを行っております。当該現行制度について令和2年度の補助件数が42件、令和3年度が57件、今回の補正の積算にあたりまして、令和4年度につきましては本年度9月末現在で既に43件にのぼっております。このようなことから積算でこれまでの推移等を勘案しまして、年間87件、令和3年度の57件に対して87件、30件の増ということでこれらの件数に基づいて積算をしたものでございます。

○委員（宮内 博君）

この移住定住については様々な条件があつてですね。それで、その条件に応じて補助金を出すということになったんですけれど、今、実績に基づいて87件を想定をするということだったんですけれど、まずその令和4年度の43件ですね、実績が内容的にどういうものだったのかということ。そしてその予測値をどういうふうな形で出しているのかですねそこをちょっとお示してください。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

先ほど令和4年度9月末ということで、43、世帯数ですね、ということなんですけれど地区別で申し上げますと、国分が2世帯です、隼人が5世帯、溝辺が19世帯、横川が1世帯、牧園が4世帯、霧島が9世帯、福山が3世帯の43世帯という現状です。令和3年度の実績としましては、国分が2世帯です、隼人が10世帯、溝辺が21世帯、横川が3世帯、牧園が6世帯、霧島が11世帯、福山が4世帯の57世帯です。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっと関連で伺います。今説明を受けたわけなんですけれども溝辺が非常に多いですね。溝辺地区の要因はなんですかね。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

はい、溝辺地区におきましては申請状況を見ますと、まず1件は、空港周辺の都市計画区域における分譲地、これらにおける新築住宅が多いようでありまして。またこの地については、湧水方面であったりそういったところからの通勤という方々がちょうど中間地点ということで選ばれているようでありまして。一方、ここ二、三年の動向で見ますと、霧島地区であったり、牧園地区、特に横川地区も非常に少ない推移でしたけれども最近に至りましては、ブロードバンド環境の整備の関係があると思います。リモートワーク等が進みましてこういった溝辺以外の地区でも、若干増加傾向にあるというのが現状でございます。

○委員（宮内 博君）

補助対象者は60歳未満ということですね条例上は、それで、その年齢的にはどうなったのかというのをちょっと紹介をしていただきたいということです。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

年齢構成ですけれども令和2年度でいきますと20代が、世帯責任者ですけれども6名、30代が20名、40代が6名、50代が10名、次に、令和3年度です。20代が9名、3名の増です。30代が21名、1名の増。40代が15名ということで9名の増。50代が12名で、2人増。和4年度現在ですけれども、20代が5名、30代が17名、40代が10名、そして50代が11名、約半年でこの程度ですので恐らく現状でいきますと20代30代40代の若年層のほうが増えてくるのではないかとというふうに推測しております。

○委員（植山太介君）

移住定住の件でお伺いいたします。先ほど65歳だったものを60歳に引下げたと、年齢の対象ですね。そこら辺の根拠がわかりましたらお示しいただければと思います。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

平成28年だったと覚えておりますけれども、地方創生総合戦略という形で進めてまいりました。その以前の状況でありますと団塊の世代を迎える方々、60歳以上65歳以上の方々が、増えてくるということで、当時のその以前の戦略ではそういった団塊の世代の方々を少しでも移住してもらおうという時代がございました。その後、総合戦略を策定する中でやはり人口増を担っていくには、若年層への熱い手だてが必要であると、いわゆる生産年齢人口の方に移住していただいて、そこから子供さんを産んでいただいて、20年後30年後の人口を増やすと。言葉悪いですけども65歳以上の移住者の方々となりますと、やはり福祉の関係であったり、相当なまた費用負担ということ等も考えられますので、そういった形でまずは霧島市としては若年層に力を入れた、費用対効果等も考慮して、そのような制度設計をしてきたところでございます。

○委員長（仮屋国治君）

5年以内転出者についてお尋ねをしますけれども、当然のことながら最初に交付された2分の1は返還ということになるかと思うんですが、もしそうだとした場合にとりこぼし等は発生していないのか、それと、過去3年ぐらいの5年以内転出者の状況とその人たちの転出の理由について傾向的なものが見られるのかどうかこの3点についてお知らせください。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

まず、転出に関する返還につきましては、今お話がありましたとおり5年以内の転出者ということで、その年数に応じて返還の割合というのを要綱で定めております。本年度、今回、計上したもののについては既に返還を済ませていただいております。過去の状況でありますけれども令和3年度は返還世帯ございませんでした。それと令和3年度については3世帯返還をいただいております、今のところはこういった方に関する返還金の未納、いわゆる繰越しというのはございません。動向につきましては、どうしても転勤の関係、あるいは学校の通学、場所の関係でどうしても転勤をされなければならなかったというようなそういった社会的な事情が主な原因となっております。

○委員（下深迫孝二君）

移住者の中でこのコロナ禍の中では地方で仕事をしたいということでこられた方はいらっしゃいませんか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

そのまま答えると非常に多くなっていらっしゃいます。現在オンラインというイベントで移住者の方々にお手伝いしていただいて、霧島市の紹介をしていただく方々が数名いらっしゃいますけれども、そのほとんどがリモートワークであったり、お仕事をオンラインでされていらっしゃる方、非常に多くなっております。また、そのような方々が先ほども申し上げましたとおり市街地ではなくて、中山間地域の中古物件であったり、そういった安い建物等を活用されて仕事をされてる方というのも少なからずいらっしゃるようでございます。

○委員（今吉直樹君）

路線バス支援事業のことですいません戻りますけど。自主運行系路線バスの運行の状況についてなんですけど、今回は光熱水費の高騰による支援ということですが、コロナ禍で利用者がどうなのかちょっと気になるんですけど、バス会社から報告が出ていれば、最近の乗客数の傾向とかそういうのがわかればお示しをお願いします。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

はい今回、補助の対象で予定しております自主運行系統路線、これの利用状況についてお答えいたします。今手元でございますのが令和元年度、令和2年度、令和3年度、この3か年度になります。令和元年度におきましては対象となる自主運行系統の合計で1万7,904人が利用者数になります。令和2年度におきましては1万477人、令和3年度におきましては1万1,172人ということで。これはコロナ禍の中、相当利用者数についても減少しているというのが現状でございます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで企画部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時36分」

「再開 午前 9時37分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第156号 令和4年度霧島市一般会計予算のうち、市民環境部所管の予算の概要について、説明いたします。市民環境部は3つの課の補正予算を計上しています。まず、市民課です。第13号補正予算説明資料3ページを御覧ください。マイナンバーカードの交付を円滑に進めるために新たに任用する会計年度任用職員の経費、及びコンビニエンスストアで個人番号を付した住民票を取得できるようにシステム改修するための経費を計上しています。次に、環境衛生課です。同じく、資料3ページを御覧ください。敷根清掃センターの溶融炉の不具合及びエネルギー価格高騰に伴い、燃料代及び光熱費の不足が見込まれることから増額補正を行うものです。最後に、債務負担行為補正の追加です。第13号補正予算5ページ、及び説明書69ページを御覧ください。環境衛生課所管の「霧島市南部し尿処理場指定管理業務」と、スポーツ・文化振興課所管の「霧島市民会館指定管理業務」についてそれぞれ令和5年度から令和9年度までを期間とする債務負担行為です。以上、市民環境部で所管する歳出予算の説明を終わらせていただきますが、その詳細や、歳入予算等につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○市民課長（鮫島真奈美君）

市民課所管に係る補正予算について、御説明します。令和4年度霧島市一般会計補正予算（第13号）説明資料の3ページを御覧ください。戸籍住民基本台帳費の住民窓口証明発行事務において、マイナンバーカードの交付数の増加に伴い、会計年度任用職員を国分地区2名、隼人地区2名の、計4名を任用するものです。補正額の内訳は、報酬が180万9,000円、職員手当等が16万4,000円、旅費が2万6,000円の合計199万9,000円です。なお、マイナポイント付与の条件として12月末日までのマイナンバーカード交付申請が求められていることから、現在、市民課の窓口は多忙を極めているところです。また、コンビニエンスストアでの証明書発行時に、個人番号を付した住民票を発行できるようにシステム改修に伴う業務委託料133万円を計上し、計332万9,000円を増額しています。特定財源として、国庫補助金の個人番号カード交付事務費を199万9,000円計上しています。以上で説明を終わります。

○環境衛生課長（末松正純君）

令和4年度一般会計補正予算（第13号）の5ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正、霧島市南部し尿処理場指定管理業務について、令和5年度から5年間の指定管理料を債務負担行為の追加として補正計上するものです。霧島市南部し尿処理場指定管理業務の指定期間は令和5年度から令和9年度までの5年間であり、その限度額については、経済情勢の変化等により指定管理料が変動する可能性があるため、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用としています。続きまして、令和4年度一般会計補正予算（第13号）に関する説明書の39ページから40ページ、令和4年度霧島市一般会計補正予算（第13号）説明資料の3ページを御覧ください。ごみ処理場管理運営事業については、敷根清掃センターの溶融炉の不具合等による燃料使用量の増加や、エネルギー価格の高騰により、光熱水費等の不足が見込まれることから、燃料費1,734万円、光熱水費4,134万1,000円を計上するものです。以上で、説明を終わります。

○スポーツ・文化振興課長（久木田 勇君）



令和4年度一般会計補正予算（第13号）の5頁を御覧ください。第3表、債務負担行為補正、霧島市民会館指定管理業務については、令和5年度から5年間の指定管理料を債務負担行為の追加として補正計上するものです。霧島市民会館指定管理業務の指定期間は令和5年度から令和9年度までの5年間で、限度額につきましては、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様「指定管理者との協定で定める管理費用」としてあります。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（久保史睦君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

はい、住民窓口証明発行事務についてお尋ねをいたします。国庫補助金ということですが、コンビニエンスストアでの発行をするシステムを改修すると、これは市内全部のコンビニエンスストアと理解してよろしいのでしょうか、説明をお願いします。

○市民課長（鮫島真奈美君）

コンビニ交付につきましては、全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソンこの3か所につきまして全国で交付できるようになっております。この全国につきましては11月15日現在全国で982の自治体が利用しているような状況です。全国のコンビニエンスストアの3か所については、霧島市民の住民票、戸籍、そういった証明がとれるような状況です。霧島市以内で利用できるコンビニの数は63店舗あるような状況です。

○委員（植山太介君）

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートの市内の全部の店舗でこれが行われるという認識でよろしいですか。

○市民環境部長（本村成明君）

本会議でも木野田議員の一般質問にお答えをしたときに申し上げましたけれども、コンビニの数は今申し上げたとおりです。実際、それぞれの63店舗と言いましたけれども、全ての店舗でサービスが可能であるかどうかの全ての確認は出来ていないところです。ただし、全国的な数で設置率を本会議でも答弁しましたのでこれもう1回申し上げておきます。セブンイレブンが、これ全国的な数字ですね、2万1,342店舗中2万273店舗設置の95%、パーセントだけ聞いていただければいいと思います。ローソンも同じく93%、ファミリーマートが99%ですので、ほぼ9割以上ということで全てのコンビニにサービス可能だというふうに理解いただければいいと思う。

○委員（徳田修和君）

関連でございますが、今回補正予算ということでそのシステム改修の予算組まれるわけですけどもこれも、今、答弁ありましたとおり全国的に改修が進められていくものであって、国としても利便性の向上というものは計画として最初から示されているようなものだったと思います。それは、当初予算でしっかりとそこら辺の計画を見極めながら組めなかったのか、なぜ補正でその都度都度で計上していかなければいけないのかそこを確認を求めます。

○市民課長（鮫島真奈美君）

まず、県内でコンビニの可能な市につきましては現在19市のうち12市でございます。うちマイナンバー対応可能な市は9市でございます。そういったところでまだコンビニ交付未実施の地域もございます。導入当初はコンビニのマイナンバーについてはですねやはり窓口でという、本人確認を行ってするという方針であったものですから、これまでちょっと行っていなかったような状況ではございます。

○市民環境部長（本村成明君）

この制度国の制度ですけれどもこれが出来た当初から国は当然、コンビニでのそういう住民票が、マイナンバー入りの住民も含めて取れるようにという考え方も持っていたんですが、一部には今課長が申し上げたような事情があって、普通の住民票はとれるんですけども、マイナンバー入りの

住民票は取れないというところも、自治体としては存在をしておりました。なぜ当初予算でなかったのかという御質問です。実はですね今回補正予算の、こうして議案として出す前には必ず財政課のヒアリングを受けるんですけれども、財政課にも同じ指摘を受けたところがございます。霧島市には市民課と近接してるところにコア・よかという、御存じだろうと思いますけれども、そういう時間帯を分けたところのサービスの窓口もあります。加えて自動交付機も今のところはありません。そのようなところでカバーできるだろうということで考えてはいたんですが、この補正予算に至った経過につきましては手数料の改正、一昨日審査をいただきましたけれども、そういうようなことで、やはり、コンビニと市民課での窓口の証明手数料に差を設けるといったときに、マイナンバー入りの住民票は窓口でないといけない、そういうことでもいいのかなということも議論をしてやはりほかの自治体と同じく県内でもほとんどの市でコンビニでもマイナンバー入りの住民がとれていきますので、この環境を整えようということで、今回補正予算をお願いしてるところです。

○委員（徳田修和君）

はい、ある程度理解いたしました。課長のほうから県内の状況等も触れられたわけですが、今後改修を行っていくまた、新たにサービスが増えていったりとかするときに、やっぱり県内の利用状況であったりとかある程度足並みをそろえた形で本市も計画を立てないといけないという認識でよろしいでしょうか。本市独自の検証等を行って霧島市だけ県内で先に進んでいくような改修を進められるのか。県内である程度同じような時期をそろえながら、今後改修がされていく計画と認識しておればいいのかその確認を。

○市民環境部長（本村成明君）

はい、先ほども申し上げたと思いますけれども、コンビニ交付未実施の7市を除いては、残り12市のうち9市がマイナンバー入りの住民票の交付ができるようになっております。うち、例えば鹿屋市はですね、参考までに申し上げておきますと、もう行かない窓口、要するにオンラインですね。自宅からオンラインで住民票がとれる。そういうもう非常に進んだ仕組みを持っておりますのでこれをやる必要がないんじゃないかなというふうに想像はするんですけれども、ですので今おっしゃいました御質問につきましては、9市ということですのである程度全ての市で足並みがそろった形のやり方になるものというふうに思っております。

○委員（徳田修和君）

12月末までがマイナポイント付与の条件で多分を極めているというようなことでもございました。他市の状況では申請をしてカードが届くまでに2か月以上かかったりとか、かなり作業の遅れが出ているようなところも聞いているわけですが、本市での今の申請から発行にかかるまでの大体の期間であったり、多忙を極めている、その中身等が少し紹介ができればお示しください。

○市民課長（鮫島真奈美君）

マイナンバー交付について、交付の時点で現状1か月半から2か月というような形で御説明をしているような状況でございます。全国から国の機関のほうに申請がたくさん行っているような状況ですので、まずカードが届くのちょっと時間がかかる。1か月程度。でも最近になってちょっと早く、3週間とかになってきましたので。それからこちらのほうでまた交付前の設定とかをしてお送りしているような状況でございます。きたものについては、できるだけ2、3日中には発送できるように、職員が残業したりして設定を行って、発送の御案内をしているような状況でございます。

○委員（宮内 博君）

マイナンバーカードは国の施策としてですね進められておりますので、現場でいろいろとこの条件というのはかなり制限をされて、従わざるを得ない側面というのは非常に強いということでは理解してらるんですね。それで説明にもありますように窓口は今は多忙極めているということではあります。デジタル担当大臣の保険証への紐付けの発言であったりですね、それからそのマイナポイントが12月までだというようなこともあって、発言を受けた後に窓口が相当混み出したというのは、窓口に行きましてですね、私も実感してるわけですが、私も日本共産党はこの情報

の一元化っていうのは極めて危険だという立場で、これまで発言をしてきたところですけど、国の政策ですのでそれをそのまま実行するというのは現場の責任だろうというふうに思いますが、同時にやっぱり危機感を持ってやらなければいけないという側面をですよ忘れてはならないというふうに思うんですけど、その辺は担当課でどういう議論がなされている、ただ事務的にやればよいというようなことで、やらざるを得ないということに終始しているのかどうかですねそこをちょっと御説明をいただけませんか。

○市民環境部長（本村成明君）

非常にマイナンバーカードにつきましては、積極的に交付を受けようとなさらない、市民の中には、今、宮内委員がまさしく御指摘をされたような、不安を持たれて、個人情報のこともございます。申請をなかなかしようという気にならないという方も大勢いらっしゃるのではないかなというふうに思うところです。私どもとしましては、いろいろな安全性のことは、それぞれチラシを配ったりしておりますので御存じだろうと思っておりますので、今日は個人情報保護委員会について少し御紹介をしておきたいと思っております。このマイナンバーカードの運用について国が設置している機関でございます。少しこの個人情報保護委員会の目的について紹介いたします。これ8人の委員からなっている国の機関でございますけれども、独立した専門的見地から個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること。その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利権益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることという機関がございまして、ここが、毎年、特に、個人情報の漏えい等について、マイナンバーカードを含むものですが、年次報告を出しております、これ、誰でもホームページで見ることが出来ます。ですのもう市民課の窓口は非常に気を使いながらですね、もうささいな、例えば、例えばですけども、住民票を誤って交付した、それにマイナンバーが載っていた、AさんのマイナンバーがBさんに知られてしまった、そういう、ささいなと言いますよね、大変な間違いなんですけれども、仮にそういう錯誤による間違いがあったときもこの個人情報保護委員会まで報告することになっています。ちなみに令和3年度の状況を申し上げますと総評が載っておりますので、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案、またその恐れのある事案について、全国で民間も含めて170件の報告を受けたというふうになっております。このうち重大な事態、数が多かったりそういうことですね、については地方公共団体が3件、民間事業者6件という報告を受けたというようなことも公開をされておりますので、これだけ厳密に、そういう、全国の自治体から誤りがあった場合には報告も受けるようになっているそれも全て明らかにしているということで、マイナンバーのこの仕事につきましては、公平公正に、そして、誰でも情報が知れる状態で行われているものというふうに考えて日々の業務を行っているところです。

○委員（宮内 博君）

全ての国民にマイナンバーが行き渡るということを国が目指しているわけですね。そしてその全ての情報を一元化することなわけですけど、実際にそのマイナンバーカード一つに様々な情報が余りにも集約をされるということにあるというのをまた指摘してるところですが、特に高齢の方、認知症など患っていらっしゃる方たち、一応申請をしてカード取得をするけれど、それがどこでどう管理をされるかということが自分にもわからなくなってしまうというですね。そういう事態ってのは当然あるわけですけど、窓口ではそういうことについて、いかようなですねその説明といいますか、管理の在り方といいますか説明がなされているのかお聞かせください。

○市民課長（鮫島真奈美君）

まず、マイナンバーカードの表面、マイナンバーカードには基本4情報、氏名、住所、性別、生年月日が入っております。裏面のほうにICチップが入っておりましてそこに電子証明が入っております。その電子証明のほうを利用して、個人の方が個人でしか知り得ないその番号を暗証番号を使っていかないと、保険証のほうの利用が出来ないとかそういった形で厳重に対策がされており

ます。本人確認をされたオンライン上の本人確認をされた上でないと使用出来ないような状態になっておりますので、そういった形で窓口のほうは説明をしているような状況でございます。

○委員（下深迫孝二君）

ごみ処理場の件でちょっとお尋ねします。現在これ5,868万という補正が出てますよね。これ恐らく当然3月末までのやつでしょうけれども、溶融炉の不具合等によるということで書いてあります。そして光熱費と光熱水費というふうに分けてあるわけですがそれでもそこら辺説明もう少ししていただけますか。

○環境衛生課長（末松正純君）

大変高額な補正で申し訳ございません。まずですね今回、燃料費と光熱水費、それぞれ補正を計上しております。燃料費につきましては敷根清掃センターの溶融炉の不具合等がちょっと起こっておりまして、それが理由で灯油のを助燃をしなきゃいけないという状況が生じてきておりました。特に溶融、ごみを溶融した後に高熱のどろどろの状態になって落ちてきてスラグになるんですが、そういう溶融炉の出口のところしゅっとう口というんですが、そこが熱が足りなくて詰まった状況が一時期発生しておりまして、それについて助燃をせざるを得なかったという状況がありました。それ以外にも、溶融炉が少し不具合があったりとか、それ以外の部分がラインのところ故障が起きたりとかして、立ち下げをしなきゃいけない。一度立ち下げてまた立ち上げるとその分熱を加えなきゃいけないということで、燃料を使うわけでございます、この立ち上げ立ち下げの回数が、例年に比べて非常に多くなっているということです。燃料費が、あと御承知のとおり、単価自体が非常に高くなっておりましてなかなか下がっていかない、高止まりをした状況です。ちなみに、燃料費につきましては、今年度、令和4年の4月から11月までの契約している平均が90.67円。4月のあたりは97.24とかだったわけですが、今ちょっと落ちついて11月は89.43円というふうになってますけど、大体、そういったような状況で非常に高い状況で推移します。過去の平均を見ますと令和3年度が82.65円、82.65円です。令和2年度はかなり安く55.35、令和元年度は73.53というふうに平均の燃料の契約単価ですけども、こういったような状況で推移しているものが、今年度非常に高くなっているという状況もあります。ですので燃料費につきましては、不具合があって助燃をたくさんしなきゃいけなかったと。立ち上げ立ち下げが増えて、それでもまた燃料をたくさん使ったということにあわせて、燃料単価が非常に高かったということで、これが、なかなか予測が出来なかったという部分でございます。光熱水費につきましては、いわゆるもうほぼ清掃センターの電気料ということになります。9月に補正をさせていただいたんですけども、そのときに7月ぐらいの大体実績を見ながら予測を立てたんですけど、その7月以降もですね、実は一番の影響があったのが燃料費調整額というのが電気代の中に含まれておりまして、ここが非常に高額、すごい勢いで上がってきているということです。ちなみに、燃料費調整額がですね7月が2.37円、1キロワットアワーあたりですね2.37円だったのが、今現在6.48円になってます。燃料費調整額だけで言いますと7月は208万円。電気代の中の燃料費調整額だけで208万円払ってたわけですが、これが今11月の明細を見ますと、728万円になってます。ちなみに4月はどうだったかといいますと4月は単価が1.5円でありまして使った額が66万円。だから燃料費調整額が年度当初は66万円というような状況で、どんどんどんどん上がって行って発電機が壊れたということでさらに、電気代が足りないという状況で9月に補正をさせていただいたんですけど、さらには我々の予想を上回って燃料費調整額が上がっていきまして、もう現在7月が208万円だったのが、支払いが11月で728万円まで上がってきてる。こういう影響で電気代が上がってきたということで、ちょっと想定を超えた範囲だったもんですからまた、再度、追加の補正を要求したという経緯でございます。

○委員（下深迫孝二君）

今、かなり燃料費が上がっているということもよく理解しています。どこでしたかね聞いた話です。ペットボトル、あれを燃やせば燃料代がかなりこう少なくて済むと。一つの燃料と一緒にですから、そのような中で800度以上で燃やしてるわけですからダイオキシンは出ないわけですよ。公

害はないわけなんだけど、そういうことはもう全く検討されてないんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

そういった話は以前からですね、分別をするよりも助燃剤というような形で燃やしたほうが、いろいろと効率的なんじゃないかっていうのは議論はあります。ただ、やはりその市民に対する分別意識の徹底とか、再資源化の推進とか、ごみの減量化ということを考えますと、やはりそういったところは分別をしてペットボトルはできればペットボトルとして生まれ変わるように、またそうでなくても例えば洋服の繊維とか、そういったものに生まれ変わるようにということで、自治体としては推進しているところが多いのかな、本市におきましても、考え方はそういう方向で進めておるところでございます。

○委員（宮内 博君）

今その、塵芥処理費の関係で説明をですねいただいたんですけど、その後、9月補正で、4か月分として約8,200万円ですか。光熱水費をですね計上した経過はあって、その想定を上回る燃料調整額の上昇ということで、今御説明いただきますと約3.5倍になってると、7月当初に予測したということからするとですね。それで今回5,868万1千円なんですけれど、このいわゆる燃料調整額ということで反映されているのは、燃料費のほうなんですか、それとも光熱水費のほう、どっちのほうにそれが反映されているのか。

○環境衛生課長（末松正純君）

燃料費等調整額につきましては電気代の一つの根拠となりますので、これは、光熱水費、電気代に反映をいたしております。

○委員（宮内 博君）

電気代に反映をされているということですが、そうしますとキロワット当たり2.37円が6.48円になったということですね。先ほどの説明ですよね。それで、それが結果的に208万円が728万円に上がったということですが、その計算上からいわゆる光熱水費4,134万1千円というのが出てくるのかなと思うんですけど、そこもう少しちょっと詳しく御説明をいただけませんか。

○環境衛生課長（末松正純君）

光熱水費が予測を超えて上がってきた大きな要因は燃料費調整額が今おっしゃられたように上がったということです。ただ、それ以外にもいろいろと7月、8月の段階で補正要求をした段階から、また、何か月か経っておりまして溶融炉のいろんな不具合であるとか、そういう立ち上げ立ち下げみたいなこと、それから修繕みたいなことが起こっておりまして。運転計画に基づいて算出しております。つまり、ちょっとわかりにくいかもしれないんですが、炉を1炉動かしている状態と、2炉を動かしている状態と、2炉とも止めてる状態とでは使われる電気代が、当然こう違ってきますので、そういう運転計画の、直近の見直しを反映させて出したところも少しは反映されております。結果的には2炉運転がちょっと多くなって、その分、少し、電気代が増えるような計算にはなっております。それからこの電気代に非常に大きな影響を与えている発電機ですね。発電機が7月の半ばにちょっと故障で止まって、当初11月いっぱい復旧をさせてということで御報告をいたしておったところですが、いろんな検査とか調整が少し長引いております、今現在もう据付けをして試験運転的にも動かしているんですけども、ちょっとまだ振動のほうとかですね、そういったのが基準値内に少しく収まらない状況というか、超えてる状況があってその微調整をさせております。そういった関係から発電機を止めたりとかしなきゃいけない状況がまだ少し生じておりまして、これも運転計画の中の一部になるわけなんですけど、そういったところが少し反映されて、今回の計算した結果の電気代の要求ということになっております。ただ、ほとんどはもう燃料調整費が上がったというのが一番大きな要因になろうかと思えます。

○委員（宮内 博君）

9月補正で修繕料として1億3千万円ですかね、計上してきた経過があるんですけど。今お話では11月いっぱいその修繕を完了して、12月から正常にという予定だったけれども、まだ少し時間

かかっているということなんです、それが正常に稼働することになると、年超えるのかどうかわかりませんが、そういうことになると若干その、ここで、計上してる部分等についてもですね、減額の見込みというのが出てくる可能性ってのはあるんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

委員のおっしゃるとおりで。結局1か月で2,000万円ぐらい電気代が上がっちゃいますよということで報告をしておりました。それをまた使った電力によっても当然変わってくるわけなんです。1日でも早く復帰をさせればさせるほど電気代はかなり安く出来ます。そういったことを我々も、タクマのほうに強く要求をしながらやっていただきまして、当初はタクマも12月を越えるというようなことをしてたんですけど、いろんな検査も11月中に入れ込んで何とか11月で立ち上がるような努力をいたしました。結果的に試験運転という形で回しておりますけれども、そういった意味で短縮は少しは出来てる状況がございます。ただ、先ほど言いましたとおり、まだ振動が収まってなくて、どうしてもこの調整のためにまた止めなきゃいけないとかいうようなことがまだ今のところ起こり得るものですから、そういったところも含めて、計算をいたしておるところです。あとそれとですね、政府がこういった企業向けに電気代の補填といいますか、対策をするということを知っていましたので私も情報収集をずっとしておりました。12月の7日付で九電のほうで2023年2月分から10月分、電気代でいうと1月分から9月分ですね、の電気料金に特別措置を適用しますということをプレスリリースで発表がされております。ちょうど1週間前です。これによりますと高圧、いわゆる敷根清掃センターみたいな企業とか、そういうところは高圧の電気ですけれども、一般家庭の低圧と違ってですね、高圧の場合が、1キロワットアワー当たり3.5円税込みで割引をしますというのが発表されておるようです。ちょっとそこは、今回の数字には反映はさせていないです。もうそういう暇がなかったものだからさせてないんですが、多少これで安くはなるのかなと多少はですね、いうふうには考えております。

○副委員長（前島広紀君）

確認をさせていただきたいんですけども、市民カードの利用をやめるという話がありまして、その原因として発券機が古いということだったと思うんですけども。今本庁や支所にもあるんですかね。その使用は今後はどういうふうを考えておられるのか。コンビニには利便性を求めているわけなんですけれども、今後もその庁舎において何らかの形で今までの証明書を受け取ることができる状況にするのかその辺りを確認させてください。

○市民環境部長（本村成明君）

補正予算の関連ということでお答えしたいと思います。まず、市民課の横にあります自動交付機、これは、あの場所だけ、本庁のみです。ほかにはございません。それで、自動交付機が廃止になる理由ですけれども、木野田議員の答弁のときにも触れたような気がしますけれども、要するに後継機を、今契約している相手方が後継機をもつとしないと、製造しない。なおかつ、それを今のまま使い続けたとして部品供給がないと補修が出来ないということで、結論を申し上げますと全国的に先ほどから、コンビニのことを触れてきましたけれども、コンビニに置いてある端末機、キオスク端末というふうに言います。本会議でもそういうふうに言ったと思いますけれども、ですのでそういう国全体の流れとして、証明書を市民の方が画面操作をして取る機械がキオスク端末に既にシフトしているということになります。ですのであとは議論としてはキオスク端末をコンビニだけではなくて、本庁舎にも設置したらいいじゃないのといった議論もあって、木野田議員もたしかそういうふうにおっしゃったと思うんですけども、今のところは先ほど申し上げましたコア・よかも近くにあります。また、本庁総合支所を含めて、庁舎の周りには先ほど申し上げた63店舗のコンビニエンスストアがあちこち点在しておりますので、そちらの利用で対応していきたいというふうに考えています。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで市民環境部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時17分」

「再開 午前10時30分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（八幡洋一君）

議案第156号、令和4年度霧島市一般会計補正予算（第13号）の農林水産部総括について、御説明いたします。今回の補正予算は、(款)6農林水産業費の(項)1農業費において、(目)2農業総務費、(目)3農業振興費、(目)5農地費、(目)6農道及び用排水路整備事業費で、合計1,133万6,000円を増額補正しようとするものです。また、台風14号により被災した農地や施設等の機能回復を図るため、(款)11災害復旧費の(項)1農林水産施設災害復旧費において、(目)1農地農業用施設災害復旧費、(目)2林業施設災害復旧費で、合計1億6,950万円を増額補正しようとするものです。なお、農林水産部における総体では、農林水産業費、災害復旧費合計で、1億8,083万6,000円の増額補正となります。以上、概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

令和4年度農林水産部農政畜産課の一般会計補正予算（第13号）について御説明いたします。一般会計補正予算（第13号）に関する説明書は41～42ページ、一般会計補正予算（第13号）説明資料は3～4ページです。令和4年度霧島市一般会計補正予算（第13号）説明資料に基づいて御説明いたしますので、説明資料の3ページをお開き下さい。(目)農業総務費の、各種農業関連施設管理事業は、エネルギー価格高騰に伴い不足が見込まれる農業関連施設の光熱水費90万円を計上しており、財源につきましては、全て一般財源となっております。次に4ページを御覧下さい。(目)農業振興費の、経営所得安定対策推進事業は、水田台帳システムに登録されている水田情報データを農林水産省共通申請サービスへ移行するための経費176万9,000円を霧島市農業再生協議会へ補助金として交付するもので、財源につきましては、全て県費となっております。次に、繰越明許費について、御説明いたします。一般会計補正予算（第13号）の4ページをお開きください。追加補正の(款)農林水産業費(項)農業費の「農業振興事業」400万円は、担い手経営発展等支援事業による農業機械整備のうち、国際情勢の影響等により年度内の納品が困難なものについて繰り越すものです。以上で、農政畜産課に関する補正予算の説明を終わります。

○林務水産課長（市来秀一君）

令和4年度農林水産部林務水産課の一般会計補正予算（第13号）について、御説明いたします。一般会計補正予算（第13号）に関する説明書は59～60ページ、霧島市一般会計補正予算（第13号）説明資料は9ページです。霧島市一般会計補正予算（第13号）説明資料に基づいて御説明いたしますので、説明資料の9ページをお開きください。(目)林業施設災害復旧費の「現年補助林業施設災害復旧事業」の補正額1億5,000万円は、台風14号により被災した林道の速やかな復旧を図るもので、補助災害復旧事業にかかる工事請負費1億5,000万円を計上しています。財源につきましては、現年補助林道災害復旧費7,500万円、農林水産業施設災害復旧事業債6,750万円です。次に、繰越明許費について、御説明いたします。一般会計補正予算（第13号）の4ページをお開きください。追加補正の(款)農林水産業費(項)水産業費の「漁港整備事業」9,950万円は、永浜漁港整備事業の工事請負費であり、工事着手に必要な公有水面埋立免許の取得に長期の期間を要するため、本工事に必要な標準工期の確保ができないことにより繰り越すものです。次に、変更補正の(款)農林水産業費(項)林業費の「飲雑用水施設管理事業」2億6,070万5,000円のうち増額分の2,022万5,000円は、牧之原地区簡易水道区域拡張事業の工事請負費であり、朴木・木場配水池の用地取得に不測の日数

を要したため、本工事に必要な標準工期の確保ができないことにより繰り越すものです。続いて、(項) 林業費の「林道整備事業」1,432万3,000円のうち増額分の600万3,000円は、県単林道事業国分山麓線の工事請負費であり、補助金交付決定を受けて測量設計業務委託に着手していることから、本工事に必要な標準工期の確保ができないことにより繰り越すものです。最後に、(款) 災害復旧費(項) 農林水産施設災害復旧費の「林業施設災害復旧事業」1億7,298万3,000円のうち増額分の1億5,000万円は、台風14号により被災した林道の補助災害復旧事業にかかる工事請負費で、測量設計業務委託及び災害査定を受けてからの工事発注となるため、本工事に必要な標準工期の確保ができないことにより繰り越すものです。以上で、林務水産課に関する補正予算の説明を終わります。

○耕地課長（八重山純一君）

次に、令和4年度農林水産部耕地課の一般会計補正予算（第13号）について御説明いたします。一般会計補正予算（第13号）に関する説明書は41～42ページと59～60ページ、霧島市一般会計補正予算（第13号）説明資料は4ページと8ページです。霧島市一般会計補正予算（第13号）説明資料に基づいてご説明いたしますので、説明資料の4ページをお開きください。(目)農地費の排水機場維持管理事業は、料金プランの改定に伴い、光熱水費の不足が見込まれることから、66万7,000円を計上しております。(目)農道及び用排水路整備事業費の農道・用排水路整備事業は、溝辺地区の溢水対策を推進するため、排水路の改修を行うもので、工事請負費800万円を計上しております。次に8ページをお開きください。(目)農地農業用施設災害復旧費の現年補助農地農業用施設災害復旧事業は、台風14号により被災した農地の速やかな復旧を図るもので、工事請負費1,950万円を計上しております。財源内訳につきましては、農地災害復旧分担金195万円、現年補助耕地災害復旧費県補助金975万円、農林水産業施設災害復旧事業債780万円です。次に、繰越明許費について、御説明いたします。一般会計補正予算（第13号）の4ページをお開きください。追加補正の(款)農林水産業費(項)農業費の「農道及び用排水路整備事業」1,400万円は、溝辺地区排水路の溢水対策に係る工事請負費800万円と、溝辺地区の山口池廃止に係る工事請負費600万円と、溢水対策工事は標準工期を確保できないため、また、山口池廃止工事は湧水処理に不測の日数を要することから、繰り越すものです。次に、変更補正の(款)災害復旧費(項)農林水産施設災害復旧費の「農地農業用施設災害復旧費事業」4億6,400万円のうち増額分の1,950万円は、本工事に伴う標準工期を確保できないため、繰り越すものです。以上、耕地課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（久保史陸君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

農林水産部にお尋ねします。今の説明で水道のほうですか、牧之原から来る水道。これが2億6,070万5,000円のうち増額分の2,022万5,000円は、要するに、繰り越すと今おっしゃいましたよね。これは令和5年度に繰越しをされるという理解でいいんですか。

○林務水産課長（市来秀一君）

令和4年度から5年度への繰越しになります。

○委員（下深迫孝二君）

1月に、発注しますと本会議場でおっしゃいましたよね。それは間違いはないんですね。

○林務水産課長（市来秀一君）

今回予算ベースでは、5年度への繰越しとなりますが、発注時期としましては1月発注の分に、この2,022万5,000円が含まれているものです。

○委員（徳田修和君）

同じく繰越しの部分なんですけど、水産業費の漁港整備事業、こちらのほうで工事着手に必要な保有水面埋立て免許の取得に長期の期間を要するためというのは、通常の申請期間自体が長いものなのか、何かそこに不測の事態が生じて長くなってしまっているのか、その中身の確認を求めておきます。



○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

公有水面の埋立てにつきましては公有水面埋立法に基づきまして、公有水面埋立免許願書を提出して、知事の免許を受けなければならないとなっております。その中で、国の規定によりまして、事前に、水産庁へ漁港施設用地利用計画を提出することとなっております。これにつきましては平成28年度から、県のほうと協議を進めていたところですが、しかしながら、埋立て免許出願の際に、その利用計画に不備があることが発覚いたしまして、その手続を早急に進めましたが、水産庁からの受理通知が令和4年10月となり、公有水面埋立て免許願書の提出が、11月になったというものです。

○委員（徳田修和君）

申請自体、大分前で、令和4年度ですかね。ちょっと質問の仕方が難しいんですけど、では、免許取得自体は4年度でもされたってことですかね。まだまだ、免許自体許可は出ていない状況なのか、その確認だけ最後させてください。

○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

公有水面埋立免許願書につきましては、今年の11月に本提出をいたしまして、今現在県のほうで縦覧をしているところです。なので免許につきましては今出願はしておりますが、まだ免許は下りておりません。

○委員（山口仁美君）

予定よりもちょっとかかりそうだなというふうに理解したわけなんですけれども、これにより、全体計画に影響が出る予測になりますでしょうか。どこかでその短縮化が図られて工事は予定どおりにいくというような理解でよろしいのか、どのような見解かお伺いします。

○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

令和4年度の工事につきましては、今御説明したような状況ですので工事の発注自体が、来年当初になると思います。ですが令和6年度の工事につきましては浚渫工事がメインとなりますので、港の工事は陸上からできますが、浚渫については海側からできるので、並行しての作業が可能なかなと今の段階では考えております。

○副委員丁（前島広紀君）

農政畜産課にお伺いいたしますけれども、口述書の例で真ん中付近に、霧島市農業再生協議会へ補助金としてありますけれども、霧島市農業再生協議会というのは、どういう組織なのか、どこにあって、どういうことを行っているのか。それと、霧島市との関係はどのような立ち位置になるのかお尋ねいたします。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

農業再生協議会とは、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と、農業者団体等、農協とか県とか、共済組合などと連携体制の構築、あと戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成確保等に資することを、目的として設立された協議会となります。設立が平成19年4月1日に設立されております。要は行政も含めて、JAとか、あと、県とか、共済組合とかと、組織をつくりまして、一緒にいろいろ農業の振興を図るといような組織でございます。事務局が農政畜産課内にあります。

○委員（今吉直樹君）

ただいまの件に関連してお伺いします。データの移行をされるということで、農水省共通システムに移行することで、得られる効果はどのように期待されていらっしゃるか、お示してください。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

農林水産省のほうといたしましては農林水産省に関する申請書などを全て、パソコン、スマートフォンで、できるようにするという方針を持っておりますので、これに移行することによって、農業者のほうから、こちらに来ることなく、自宅から、パソコン等を使って申請できるというようなメ

リットがあるということです。

○委員（山口仁美君）

農道用排水路整備事業についてお伺いします。溝辺地区の溢水対策を推進するということではあるんですけども、同じ答弁の中で、繰越しもされるということで実際の改修工事等はどのぐらいのスケジュール感で行われるのかお伺いします。

○耕地課長（八重山純一君）

スケジュール的には今回の補正に伴い、議会に対しましての決裁がおりた後に、工事発注を速やかに行っていきたいと考えております。標準工期的な部分についても今の現状ですと、来年度の梅雨時期前には一応完了する予定で計画しておりますので、今後議案の部分のほうを確認とれますと、速やかな発注と、早期完成に努めてまいりたいと考えております。

○委員（今吉直樹君）

今の質問の関連なんですけど、溝辺地区の溢水対策を施す現場っていうのは、どちらになるんでしょうか。

○耕地課耕地第1グループ長（吉田 進君）

場所につきましては、溝辺総合支所近くの県道栗野加治木線と溝辺中学校から来る、市道山陵～石原線とが交わる交差点付近での工事なんですけども、排水路が直角に交わる交差点柵がありまして、そこをバイパスを通して水の流れをよくするという工事になります。

○委員（今吉直樹君）

同じく農政畜産課にお伺いしたいんですけど各種農業関連施設管理事業、3ページの、こちらは、各種農業関連というくりですが、具体的にどういう施設があるのか、教えてください。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

主に農政畜産課で所管している加工施設等です。松永の加工施設、溝辺の研修センター、牧園活性化センター、あと霧島に農畜産物処理加工施設、霧島の多目的集会施設、あと福山のほうで、活性化センター、福山生活改善センター、福山の農村女性の家、福山の農村青年の館、あと溝辺のお茶研修館、平山、塚脇の広場そういったところが対象になります。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで農林水産部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時55分」

「再開 午前10時56分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

議案第156号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第13号）のうち、商工観光部所管の予算の概要について、御説明いたします。まず、一般会計補正予算（第13号）説明資料の2ページを御覧ください。商工振興課所管のふるさと納税の寄附額増加に伴う返礼品の調達及び郵送等に係る諸経費及び商工観光施設課所管の関平鉦泉所について、同鉦泉水の販売増加に伴う製造及び販売に係る諸経費の増額補正を行おうとするものです。次に、同説明資料の4ページを御覧ください。商工観光施設課所管の日当山西郷どん村管理運営事業において、エネルギー価格高騰に伴い、光熱水費の不足が見込まれることから、所要の額の増額補正を行おうとするものです。一般会計補正予算（第13号）の5ページを御覧ください。商工観光施設課所管の「和気公園交通誘導警備業務」に係る債務負担行為の追加として補正計上しようとするものです。詳細につきましては、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○商工振興課長（池田豊明君）

商工振興課に関する令和4年度一般会計補正予算（第13号）について、御説明いたします。まず、ふるさと納税関係の歳入について、説明いたします。令和4年度一般会計補正予算（第13号）に関する説明書の25～26ページになります。（款）寄附金（項）寄附金（目）指定寄付金（節）指定寄附金は決算見込による3億7,000万円の増額です。続きまして歳出について、説明します。令和4年度一般会計補正予算（第13号）に関する説明書の35ページ、令和4年度霧島市一般会計補正予算説明資料の2ページになります。令和4年度霧島市一般会計補正予算説明資料で説明します。2ページを御覧ください。霧島ふるさと元気再生事業費のふるさと納税促進事業の報償費1億2,008万6,000円、通信運搬費76万6,000円、手数料92万3,000円、委託料5,409万円、積立金3億7,000万円は、それぞれ決算見込みによる増額分です。以上で、商工振興課に関する補正予算の説明を終わります。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

商工観光施設課に関する令和4年度一般会計補正予算（第13号）について、御説明いたします。まず、関平鉱泉所関係の歳入について、説明します。令和4年度一般会計補正予算（第13号）に関する説明書の17～18ページになります。（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）総務使用料（節）関平温泉使用料は決算見込みによる、6,667万6,000円の増額です。次に29～30ページ（款）繰越金（項）繰越金（目）繰越金（節）繰越金については、補正額2,531万3,000円のうち、2,457万6,000円が関平鉱泉販売・管理運営事業の令和3年度決算剰余金です。続きまして歳出について、説明します。令和4年度一般会計補正予算（第13号）に関する説明書の35～36ページ、令和4年度霧島市一般会計補正予算説明資料の2ページになります。令和4年度霧島市一般会計補正予算説明資料で説明します。2ページを御覧ください。関平温泉施設費の関平鉱泉販売・管理運営事業の消耗品費310万9,000円、通信運搬費1,244万9,000円、手数料122万8,000円は、それぞれ決算見込みによる増額分です。備品購入費△101万8,000円については、公用車購入の入札執行残による減額分です。積立金については、決算見込みにより7,548万4,000円増額し、関平鉱泉施設整備基金に積立てるものです。以上で、関平鉱泉所関係の説明を終わります。次に施設管理グループ関係について説明します。令和4年度一般会計補正予算（第13号）に関する説明書の43～44ページ、令和4年度霧島市一般会計補正予算説明資料の4ページになります。令和4年度霧島市一般会計補正予算説明資料で説明します。4ページを御覧ください。施設管理費の日当山西郷どん村管理運営事業について、エネルギー価格の高騰に伴い、光熱水費の不足が見込まれることから、その不足額として104万8,000円を計上しています。次に和気公園交通誘導警備業務の債務負担行為の補正になります。令和4年度一般会計補正予算（第13号）の5ページを御覧ください。第3表 債務負担行為補正、1 追加の和気公園交通誘導警備業務については、同公園において、例年4月中旬から5月初旬頃にかけて開花する藤の観賞に訪れる来園者等の交通誘導警備業務を令和4年度内に契約を締結するために債務負担行為の追加として、300万円を限度額として補正計上しようとするものです。以上で、商工観光施設課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

ふるさと納税促進事業についてお尋ねします。寄附額が増加したということですが、どのようなものが、ぜひふえてきたのか、お示してください。

○商工振興課長（池田豊明君）

寄附の増えた理由ということになりますが、要因は幾つか考えられるところなんですけど、大きな要因は、やはり返礼品の充実であると思っています。令和2年度から返礼品の充実を図っておりまして、500品以上追加したところでもあります。その分だけで、今年度約4億5,000万の寄附をいただいております。またポータルサイトの拡充に力を入れておりまして、令和元年度までが2サイトのみ掲載だったんですが、現在、12サイトに増やしております。今年度の寄附のうち、43.1%が

この拡充したサイトからの寄附となっております。そのほか、検索を意識したページのリニューアル、またターゲットを絞ったPR、決済手段の充実、ポータルサイト側への売り込みなど、様々な取組を積極的に実施したことは、寄附増につながったのではと考えております。

○委員（竹下智行君）

寄附をされ、都道府県というのはどこどこからが多いっていうそういったデータも出てるんですか。

○商工振興課主幹兼ふるさと納税推進グループ長（美坂雅俊君）

昨年度ベースでいきますと49%が関東方面になっております。今年度に関しましてもまた途中でありますけども、40%を超える率が、関東方面からの寄付というふうになっております。

○委員（宮田竜二君）

和気公園の交通誘導警備業務で、300万円を限度額として、債務負担行為追加してはありますが、この300万円を限度上限としてるんですけど、この積算根拠を教えてください。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

交通誘導警備に係る警備員のいわゆる人件費ということになりますが、平日と祝日で若干差がございますけれども、基本的に平日の場合、1人1万8,700円という単価をもって、あと土日祝日に関しましては、約2万5,000円というような単価をもって、限度額300万円という形で計上いたしているところがございます。

○委員（宮田竜二君）

人件費1日平日が1万8,000円。休日が2万5,000円というのは、ちょっと大分高いなと。それ1人当たりの人件費になるのでしょうか。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

1人当たりの単価ということになっております。

○委員（宮田竜二君）

1人当たり。4月中旬から5月初旬ということで30日間もないと思ってる。20日間ぐらいなんだろうけども、それで先ほどのこの金額で何人誘導員は必要なんだろうかと。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

見ごろの予想期間といたしましては約2週間程度を考えているところがございますが、当然、土日、それからその間の見頃、平日であっても、増員しなければならない状況でございます。トータルで今、見ているのは136名分を配置しようというふうに考えているところがございます。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっとここの人件費に1人に1万8,000円なんていうのは、1日ですよ。そういう高いところはほかにあるんですか。どういうところの人を連れてきて、整備をさせていけばね。その高い人件費を払わなきゃいけないのか、ちょっとそこをお尋ねします。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

この単価につきましては公共単価のほうも持ってきておりませんでしたので、決してその単価と比較しても高い金額ではなかったというふうに思っておりますが、それについてちょっと後もってまたお調べして、お答えしたいというふうに思います[22ページに答弁あり]。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時12分」

「再開 午前11時13分」

再開いたします。ほかに質問ありませんか。

○委員（宮内 博君）

ふるさと納税の関係でお尋ねをします。先ほど今年度は4億5,000万円ぐらいの寄附があると。年度途中ですので、まだ、3月までは寄附額がふえるのかなと思います。令和に入ってからその推

移をちょっと示してもらえませんか。

○商工振興課主幹兼ふるさと納税推進グループ長（美坂雅俊君）

令和元年度が寄附額は5億8,945万2,754円。令和2年度が10億8,443万5,854円。令和3年度が12億7,857万9,000円となっております。

○委員（宮内 博君）

これ寄附をする先を指定をすることができるという仕組みになっているんですけど、その指定先から見ると6項目ぐらいあるのかなと思いますけれど、それぞれの指定先というのは、件数がわかっているんですか、金額も含めて。

○商工振興課主幹兼ふるさと納税推進グループ長（美坂雅俊君）

今年度状況での御報告になりますが、まず、1番多いのが、その他市長が必要と認めた分に関しまして、件数が1万718件、2億2,944万1,000円。2番目に多いのが自然環境保全、こちらが7,141件、1億8,388万8,000円。3番目に多いのが子育て支援の充実、こちらが6,854件、1億6,475万7,000円、4番目に多いのが観光振興、こちらが2,654件、9,591万9,100円、まちづくりに関する支援、こちらが1,702件、4,368万円、教育の振興が1,008件、2,409万8,000円となっております。

○委員（仮屋国治君）

関平温泉施設費についてお尋ねをします。鉱泉水の販売増加に伴いということ、補正が組まれてるわけですが、光熱水費、燃料費というのも、当然、販売高があれば相当上がるものだと思うんですが、当初で確保できていたものなのかどうか、その辺の事情についてお知らせください。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

おっしゃるとおり今回増産ということで、昨年は光熱水費のほうも計上させていただいたんですけど、本年度から、大規模契約ですかね、電力の業務電力ですね、それに、財産管理課のほうから指導があって契約させていただいたところ、かなり金額が低くなったということで、決算を見込み出したところ、かなり今の予算で足りるっていう状況になっております。また燃料費につきましても、毎年入札をするんですけど、入札価格が安価に抑えられたことから増産しても予算で足りる方向にあるので大丈夫だと思っております。

○委員（宮内 博君）

今の関連ですが、売上げが順調に伸びているということですが、これも令和入ってからの伸びをちょっと教えてもらえませんか。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

関平鉱泉水の売上げなんですけど、令和元年度2億4,230万2,215円。令和2年度2億7,041万2,456円。令和3年度3億5,818万1,107円となっております。

○委員（宮内 博君）

これがそういうふう伸びている理由というのが、どういうその経営努力があったのか。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

いろいろ要因はあると思うんですけど、1番大きな要因と考えていますのは、昨年同鉱泉水の特徴であります、シリカをメインとしたパッケージにリニューアルしたということ、メディアだったり、SNSだったり、広告等を活用して積極的にPRに努めたことと、いろんなミネラルウォーターの競合会社のほうがシリカというものをピックアップしてくださることによって、ほかの業者がそういう形でシリカというものを広く広めていただくことで、そこで関平鉱泉のシリカの数値が高いということで、再度、関平鉱泉の認知度が高まったということで、全体的な売上げというところにつきましても、県外よりも県内のほうが伸びてるということで、県内の小売店への出荷が増えている状況で、もちろんネット注文も増えてるんですけど、両方ふえてきている状況にあります。

○委員（宮内 博君）

以前議論をされた経緯があるんですけど、横川の大手水の水もルートにも載せられるような形で開発をしていこうという計画があって、そのための設備はもう整ってるというようなことで、以

前議論をしたときには、一定期間おいてその水に変化がないのかどうかということも含めて、販売が可能な形で出荷できるのかっていうのを今検証中だっていうのを、もう随分前ですね、お伺いしたことがあったんですけども、それは、そういう状況の中で、コロナ禍の下で需要もふえてるっていう部分もあるだろうと思うんですけど、その進捗状況といいますか、それはどういう状況なんでしょう。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

大手水の関係なんですけど、令和に入ってから3年間、関平鉱泉の水がかなり認知度が図られた一つの大きな要因っていうのは、やはりその前に、大学とも研究して、やはりほかの水と違う品質がすごくすぐれてると。やっぱり、ミネラルの成分を含めて非常にほかの水とは、差別化が図られて、この水が特別なお水なんだっていうところで、皆さんにかなり好評で、売上げが伸びてる要因だと思っております。大手水の水はかなりその1分間に22tですかね、沸いて非常に湧水として、ほかのお客さんが汲みにこられて、おいしい水なんですけど、軟水ということで、なかなかその成分的なところはなかなか、低い状況にあります。関平鉱泉と比べたときになかなか、成分的に低いものですから、今はも売り上げがある関平鉱泉に特化した形で販売を伸ばしていきたいというふうに考えておりますので、今のところ、大手水のほうについても、検証というところで、まだ、ボトル化するところには考えていないところです。

○委員（宮内 博君）

わかりました。ただ関平鉱泉については1日に湧く量が足りないということで、同時にその温泉にも使わなきゃいけないというのは、あるわけですけど、それで目いっぱい使うことが出できたとして、どれぐらいの余裕があるのかというのはどうなんでしょう。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

関平鉱泉については40tという1日の量ですが、40t全てを使えるわけではなくて、そこの製造の中でまず、洗浄したりするように4tぐらいは使いますので、実質36tを使っていくんですけど、そのうち15t掛け流しで温泉のほうに行ってますので、今年、5月から9月まで、温泉のほうを午前中とめまして、全部製造のほうに回しております。商品によって、その量というのは変わるんですけど、今、ふえてるのは、やっぱりボトルのほうが増えていますので、例えば20リットルの商品よりもボトルのほうが増えていくなれば、全然その余裕的な容量的にはまだ余裕がある状況にあります。ただ20リットルのほうもお客様としては多いので、そこは温泉のほう全てとめるのかっていうと地元の方々もやはり、夕方、使われる方が多いので、午前中は止めて午後からっていう形にしてるので、そこもちょっと状況を見ながら、今後も検討していきたいと思っております。

○委員長（久保史睦君）

先ほどの下深迫委員の答弁できますか。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

先ほどの交通誘導警備の警備員の単価についてですが、県の公共単価でいきますと現在1万5,500円という数字がございます。それに合わせて平日が1万8,700円ということで見て、これは経費を含めた形で、ただ土日祝日、若干高いかなという部分がございます。これにつきましては、2万5,000円ですけども、昨年の反省点でもありましたけれども来園者が多い時期に非常に業務内容が多岐にわたるといこともございます。忘れ物等もあつたりとかいうことで、今回、その辺りの反省点も踏まえまして、定期的な巡視等もあわせて行う必要があるという形で、土日については、経費をその分多く見ているという積算をいたしているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

そして今この文章から見ますと、和気公園交通誘導警備業務については、同公園において、例年1月中旬から、5月初旬ごろにかけて、開花するというところで、警備をお願いするということですよ。そしたら、令和5年度分は、当初予算でも間に合うんじゃないのかなと。何で今ここで補正

なのかなという、私気がしたんだけど、そこをちょっと説明してください。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今おっしゃるように開花につきましては、4月中旬からになります。今警備員につきまして、公共需要の平準化とか、人員が減っている状況でございます。警備会社が年度がかわってから入札してやったら、警備員の確保ができないという考えがございます。本年度中に入札して、ちゃんとした警備員の人数を、確保できるようにという考えで、債務負担として計上しております。

○委員（下深迫孝二君）

まず1点、これは提案ですけれども、警備員を雇えば1万8,000円とかそういう金額も高いですよ。例えばシルバー人材センター辺りを例えば活用して、シルバー人材センターだったら年寄りばっかじゃなくて、役所を定年されたばかりぐらいの人たちとか、いろんな人たちもいらっしやいますよね。そうすりゃこんな1日1万8,000とかね。霧島市内で、1日1万8,000円恐らくもらってるような人たちちゅうのは、恐らく私いないというふうに思うんだけど、そういうことも、例えば、検討してみたらどうですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今の警備員の配置なんですけれども、その中で、配置した人数の中でも、警察通からのちょっとまた人数をふやしてほしいとかいう指導も実際あります。その中で、上の駐車場とし、道路との兼ね合いもありまして、それぞれがまた、無線を使って、連絡を取り合いながら、流して安全に、藤を見られるという環境をつくっておりますので、今警備会社を頼んだほうがシルバーがそこまでできるかというのが、今、もうそこは不安でありますので、警備会社に委託をしているところでございます。

○委員（前田幸一君）

関平鉦泉のほうにちょっとお伺いしたいんですが、ほぼ、備品購入費の執行残が101万円というのは、非常に大きな額だなと、公用車の入札執行残とあるんですが。ということは、相当な見積りをとられていたのかなあと。だから、ここのちょっと経緯を教えてくださいませんか。

○商工観光施設課長関平温泉・関平鉦泉所長（徳永健治君）

備品購入費につきましては、本年度公用車のほう2台購入いたしました。まず1台が、市内宅配サービスをしてます、ハイエースタイプの大きなワゴンタイプです。そちらのほう、予算では、当初300万円見ていましたけど、入札の結果200万1,760円で購入ができました。また軽バンの配達用のほうも購入したんですが、そちらのほうは、予算90万円みておりました。その落札額は88万円という形になりました。

○委員（前田幸一君）

今市内全域、こうやって配送されるということで、今回はたまたまこの2台と一緒に、更新をしなきゃならなかったという理解でよろしいでしょうか。

○商工観光施設課長関平温泉・関平鉦泉所長（徳永健治君）

そうです。距離数とやはり修繕関係がふえたということで、2台ちょっと同時になった形です。

○委員（仮屋国治君）

補正予算の関連の関連ということで、商工振興課にお尋ねしたいんですが、先の臨時会で承認された物価高騰支援事業、これで実施要領の内容が大幅に変わっているわけですけれども、私今回の補正で出てくるのかなと思っておったんですけれども、あの内容に変わった経緯と、補正の必要性はなかったのかどうかその辺について、お知らせいただけませんか。

○商工振興課長（池田豊明君）

物価高騰事業支援給付金につきましては、今回事業継続給付金と物価高騰、二つ出しております。事業継続につきましては、当初の今までやって来ました方の売上げが20%以下という方々に、支援給付金を行うということでやっております。物価高騰につきましては、議会等でもどういう形で支援していくかということで、その部分については、勘定項目等で決算書、確定申告、そういうも

のについて、中身の部分について、物価高騰の10%、以上の分について支援をしていくということで、詳細は検討していく、途中だったんですが、そういう形でお話をしたところです。検討する中で、まずはその10%につきましては、10%は、当時4月1日付けの企業物価指数が10%、アップとなっておりますので、そこを基準にしていこうということで考えておりました。ただ事業を検討していく中で、そのあとが9%ということですとずっと推移しておりましたので、今回6か月の期間を見たときに、9%という形で、その部分については下げております。あと、物価が高騰したものについての申請内容につきましては、管理項目で、仕入額という勘定項目ありますが、仕入控除額、仕入れ額につきましては、やはり中身がいろいろとあります。その部分につきましては、精査するのはなかなか難しいというところもありまして、そのあと、物価の物価指数を出ておりますところをずっと調べておりました。その中で、やはり今、1番、大きいもの、物価がずっと上がっているもの、電気、水道、ガス、そのようなものが1番、企業物価指数を見る限り、そこで判断できるということで、その部分で出てくるものにつきましては、事業者の中身について証明していただく必要もなく、こちらの判断できるものということで、まずは電気、ガス、そういうものについても上がっているということを判断の上、その分の確定申告があれば支援をしていきますという形で行っております。当初、議場でお話ししましたところまだ検討中であつたということもありまして、勘定項目で分けて、何でもいいですよということでは考えておりませんでしたので、その方向は今回、要綱等を出しているものについても、その部分についてはぶれてないといえますか、その範囲内であると思っております。9%に下げた部分につきましては、より広く、支援をしていくということもありましたものですので、今回その、先ほど補正ということにつきましては、その範囲内においてということで、特に今回補正でということと考えておりませんでした。

○委員（仮屋国治君）

いいほうにとれば善意で物価がいろいろ高騰してるから、私からすれば、ほぼ全事業所が対象になると思うんですよ。個人事業者4,000以上でしたかね。法人は8,000以上でしたかね、ということになれば電気代なり、ガソリン台なりが発生していれば、ほぼほぼ対象になるんじゃないかと思ったときに、見込みとしては、相当予算額がふえるんであろうなという思いがしたもんだからお尋ねしたわけですがけれども、ということは当初見込みと大して変わらないと、というような認識でおられるということでしょうか。

○商工振興課長（池田豊明君）

物価高騰及び事業継続の給付、二つの事業、内容につきましても、2,600事業者見ておりますこれは、最初の第1期に事業継続を行ったときとほぼ一緒の事業数ということで、予算的にはマックス見た形で見ますので、そこを超えて出てくることはないというふうに考えております。

○委員（仮屋国治君）

一つ御提案を申し上げておきたいんですが、領収書になったばかりに複雑になったところもあると思うんです。もう今クレジット払いであるとかですよ、いろいろ、一つのビルで、家族で共有部分があったりとか、あの辺で、親族名義の領収書でいいのかどうかとか思ったりするところがあると思うんですよ。やはり前年、前々年を対象にしていくならば12分の1経費に対する増減幅でいいような気がするんですがね。売上げの支援事業がもう自主申告の売上げでやってるわけですから。できたらそのほうが事業者も私は逆に助かるんじゃないかなというふうに思いましたので、これは要望として申し上げておきます。

○委員（宮田竜二君）

日当山西郷どん村で、光熱水費で約100万円ほど追加されてるんですけども、ちょっとほかの、商工観光施設はないのか、なぜその施設だけなのか、ほかは必要ないのかっていうのを知りたいのですが。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

私ども商工観光施設課においては、ほかにもたくさん施設を抱えて管理をしておりますけれど



も、例えば、直接管理しているところについても同様に電気料金は上がってはおります。ただ試算の結果不足額がそんなに大きくないものですから、現在の予算、例えば流用の範囲内で対応できるものというふうに考えておまして、今回、不足額が大きかったものが今回日当山西郷どん村の電気代と、光熱水費ということで計上させていただいているところでございます。

○委員（今吉直樹君）

ふるさと納税促進事業についてお尋ねします。現在12サイト、3億7,000万円増額見込みで、約16億円いく見込みでいらっしゃる。サイトの中で最も売上げを上げてるサイト、上位3社ぐらい御紹介いただければと思います。

○商工振興課主幹兼ふるさと納税推進グループ長（美坂雅俊君）

霧島市サイトで1番寄附が多いのが、楽天が29.2%を占めております。続きましてふるさとチョイスが26.1%。さとふるが23%、ふるなびが11.2%ということで、この四つだけで89.5%を占めておりますこれも、全国的にも、もともとこの4社が先にスタートをしているところもありまして、後発組のところはなかなかこうふやしていくとか、難しいところであるんですけども、一応霧島市のほうもそういうな、結果となっております。

○委員（今吉直樹君）

あと、売上げが、上がっているところを見ると、プレス商品もしっかりと稼いでるんじゃないかなと思うんですが、これまでは、お肉だったり、そういう家庭で楽しめる食材があったと思います。今回和牛日本一が、あって効果として、直近であらわれているのか、その辺りをもしつかんでいけば教えてください。

○商工振興課主幹兼ふるさと納税推進グループ長（美坂雅俊君）

11月4日にですね和牛日本一をとりましたっていう読売新聞の関東版65万部で1面の広告を出させていただきました。そちらに合わせましてちょっと結果を分析したんですけども、11月4日の前の1か月間、和牛への寄附額が1,091万円でした。その広告を出した11月4日からの1か月間が2,121万円ということで、1,000万ほど、和牛だけで寄附が増えておりましたので、やはりこの日本一っていうのはすごく、インパクトもあったのかなというのと、あと10月10日に結果が出た後に、もう11月4日にはすぐ報告も出せましたので、タイムリーに出せたのもすごくよかったのかなと思っております。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

先ほど宮田委員の、ほかの施設はどうかという質疑の関係ですが、すいません一つ追加で、先ほど直接管理の部分だけ申し上げましたけれども、指定管理施設もございまして、そのことについてもお答えしたいと思います。指定管理施設については、これまで電気料の変動による指定管理料の見直しっていうのは行ってはございませんでしたけれども、今年度は燃料高騰に伴う電気料金の高騰ということでございまして、これにつきましては全庁的な対応になろうかと思いますが、上がるところも、今精査をしているところでございますけれども、今後、3月補正予算において、計上させていただいて、補填を行う予定といたしておりますので、追加でお答えいたします。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで商工観光部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時44分」

「再開 午前11時45分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第156号、令和4年度霧島市一般会計補正予算（第13号）の建設部所管の予算の概要につい

て、御説明いたします。今回の補正予算は、9月の台風14号により被災した市道と河川施設の復旧及び落雷により被災した住宅施設の復旧に要する経費やエネルギー価格高騰に伴う光熱水費の不足に対応するための経費及び国の第2次補正予算に伴う街路整備事業に係る経費で、(款)土木費及び(款)災害復旧費で総額8億6,490万9,000円を計上しております。併せて、(款)土木費及び(款)災害復旧費で総額10億3,386万4,000円の繰越明許費と市営住宅等の指定管理者の指定に係る債務負担行為を設定しようとするものです。以上、建設部で所管する歳出予算の概要について、説明を終わりますが、その詳細や、歳入予算等につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○建設施設管理課長(安田善郎君)

建設施設管理課に関する令和4年度一般会計補正予算(第13号)について、御説明いたします。補正予算説明資料9ページ、予算に関する説明書は61~62ページになります。(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費。補正額8億4,100万円のうち、建設施設管理課分の現年補助道路施設災害復旧事業8億2,100万円は、台風14号により被災した市道の公共災害19件で地区別内訳は、国分5件、溝辺1件、横川1件、牧園6件、霧島4件、隼人1件、福山1件の土木施設災害復旧に係る工事請負費を追加計上しています。特定財源は、現年補助土木災害復旧費国庫負担金5億4,760万7,000円と公共土木施設災害復旧事業債2億7,330万円を充当しています。

○土木課長(西元 剛君)

土木課に関する令和4年度一般会計補正予算(第13号)について、御説明いたします。補正予算説明資料10ページ、予算に関する説明書は61~62ページになります。(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費。補正額8億4,100万円のうち、土木課分の現年補助河川施設災害復旧事業1,500万円は、台風14号により被災した霧島地区2件の河川災害復旧に係る工事請負費を追加計上し、現年単独河川施設災害復旧事業500万円は、牧園地区1件の河川災害復旧に係る使用料及び賃借料を計上しています。特定財源は、現年補助土木災害復旧費1,000万5,000円と公共土木施設災害復旧事業債990万円を充当しています。

○建築住宅課長(侍園賢二君)

建築住宅課に関する令和4年度一般会計補正予算(第13号)について、御説明いたします。補正予算説明資料10ページ、予算に関する説明書は61~62ページになります。(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)2住宅施設災害復旧費。住宅施設災害復旧事業の859万4,000円は、本年7月の落雷により被災した隼人地区の菩提寺団地の給水ポンプの復旧に係る工事請負費を計上しています。特定財源は、住宅火災共済給付金を全額充当しています。

○都市計画課長(秋窪達郎君)

都市計画課に関する令和4年度一般会計補正予算(第13号)について、御説明いたします。補正予算説明資料5ページ、予算に関する説明書は45~46ページになります。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)1都市計画総務費。都市計画総務費の31万5,000円は、エネルギー価格高騰に伴い光熱水費の不足が見込まれることから、所要の額を追加計上しています。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)3街路事業費。街路事業費の1,500万円は、国の第2次補正予算に伴う街路整備事業新川北線の道路改良に係る工事請負費を追加計上しています。特定財源は、社会資本整備総合交付金825万円と、合併特例債640万円を充当しています。

○建設施設管理課長(安田善郎君)

予算書4ページ、第2表 繰越明許費補正について、御説明いたします。(款)8土木費(項)2道路橋梁費 道路橋梁維持事業の7,900万円は、橋梁長寿命化修繕事業の大窪橋外1橋の工事請負費で、関係機関との協議に時間を要し、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費 道路施設災害復旧事業の8億2,100万円の追加は、今回の第13号補正予算で追加計上している現年補助道路施設災害復旧事業の公共災害19件の工事請負

費で、台風14号に伴う国の災害査定が12月であることから、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

○土木課長（西元 剛君）

（款）8土木費 （項）2道路橋梁費 道路新設改良事業の1,505万円の追加は、過疎対策事業の今村～黒葛原線で、用地補償交渉に不測の日数を要し、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。（款）8土木費 （項）3河川費 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の650万円は、国分川原の毛梨野地区の委託料で、11月末に当該事業の採択通知があったことから、年度内の完了が困難であるため、繰越しようとするものです。（款）11災害復旧費 （項）2公共土木施設災害復旧費 河川施設災害復旧事業の2,000万円の追加は、今回の第13号補正予算で追加計上している霧島地区の2件の工事請負費と牧園地区の1件の使用料及び賃借料で、台風14号に伴う国の災害査定が12月であることから、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

（款）11災害復旧費 （項）2公共土木施設災害復旧費 住宅施設災害復旧事業の859万4,000円は、今回の第13号補正予算で追加計上している隼人地区の菩提寺団地の給水ポンプの復旧に係る工事請負費で、ポンプなどの製作に期間を要し、年度内の完了が困難であるため、繰越しようとするものです。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

（款）8土木費 （項）5都市計画費 街路整備事業の1,500万円の追加は、今回の第13号補正予算で追加計上している街路整備事業新川北線の道路改良工事に係る工事請負費で、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

○区画整理課長（岩元龍己君）

（款）8土木費（項）5都市計画費 土地区画整理事業の6,872万円は、浜之市及び隼人駅東土地区画整理事業に係る工事請負費と委託料で、地権者との交渉及び関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

予算書5ページ、第3表 債務負担行為補正について、御説明いたします。霧島市営住宅等指定管理業務については、今回の議会に、議案第153号、指定管理者の指定について（市営住宅等）を提案しているところです。令和5年度からの指定管理予定施設のうち、指定管理料が発生する施設区分ごとの指定管理料について、追加を行おうとするものです。指定期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間で、限度額については、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用としたところです。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（久保史睦君）

ただいま説明が終わりました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時55分」

「再開 午後0時55分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

債務負担行為の関係でお尋ねをいたします。市営住宅の指定管理業務の債務負担行為として、令和4年度から9年度まで。債務負担行為で補正をするわけですが、指定管理料については今後の様々な状況等があって、変動する可能性があるということで示されていないんですけれど、年間、これまでどれぐらいで指定管理を担っていただいているのか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

令和5年度からの指定管理料につきましては、5年間ですので、それを平均した年間の指定管理料としては消費税込みで1億9,700万円程度です。

○委員（宮内 博君）

口述の中にあるように、変動する可能性があるということで金額的には示していないということですけど、恐らく下がることはないだろうというふうに思うんですね。2億円ぐらいの指定管理料なのかなというふうに思いますが、本会議の質疑の中でも、前川原議員のほうから、この指定管理業者には様々な苦情があるということで、質疑があったかと思います。それで同じ事業者を指定をするということになるわけですけど、本会議の答弁でも、事業者と何回か話し合いをしているということなども説明がなされたんですけど、実際にお世話になっている方に対しての対応、いわゆる事業者の対応への問題点とか、その辺についてはなかなか、議論がなされていないのかなというふうに答弁を聞いてて、そのように感じたんですけど、年間どれぐらいその苦情が、この事業者に対しては、寄せられているのか、過去の状況等が集約をされていればお知らせください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

苦情ということで、統計はとっておりません。指定管理者に対して、こうしてほしいというのは指定管理のほうに入っておりますし、我々のほうに指定管理者の対応が悪いというのは、何件あるかというのは、統計をとってはいません。

○委員（宮内 博君）

統計とってないということであればその状況等も、あまり正確に把握されてないということなんですかね。複数の案件があって、改善を求められて私の市議団の中で、年に数件寄せられて、それに対してその事業者が、来て対応をするんだけど、ひどいときにはお世話になるのには余り問題はないみたいなことを言って、その事業者おっしゃったというような例だとか。それは聞き捨てならないというふうに思うわけですけど、本当に真摯に対応をしているのかっていうことでの、やっぱり住民の場からの苦情ということで私の市議団に寄せられているわけですが、もう少し、その辺をしっかり指導をやるということであればならんと思うんですね。5年間さらに、その同じ事業者が継続するということになるわけですよ。再指定に当たって、その辺をきちんと改善を要請すべきだと思いますけれど、部長どうですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

指定管理者のほうから、毎月、報告書が届いております、私のほうにも回ってくるんですけども、その1日あったいろいろな、修繕要望であったり、そういった苦情であったりというのが、毎日のように報告書で報告されております、それに対しては、いつ対応したとかいう形で報告がありまして、その報告書はほとんど毎日、分厚い報告書になってきてるんですけども、その中で、今言ったように、気になった対応がこれまじいんじゃないかというようなのは、建築住宅課のほうで、一応指導してるということなんですけど、細かいそういったところまでが、その記述の中に、どういった形で表現の仕方が、お願いしているほうと報告しているので、若干違うのかなというのは、感じがしましたので、その次報告の中でもう少し、協議しながら、本当問題がないのかその対応は今後どうするのかというのを、やはり今後またしっかりと協議していきたいというふうには考えております。

○委員（宮内 博君）

住まわれていらっしゃる方、家賃をちゃんと払って、そして住んでらっしゃると。当然不具合が出れば、しっかり対応してくれるんだろうと、そういうふうに思ってるわけですよ。ですから民間委託、指定管理をする前と指定管理になってから、やっぱり状況が違うというのを感じてらっしゃって、そういう苦情が出されているということなんだろうと思うんですね。なぜ指定管理をするのかっていうことでは従前よりもよりよいサービスを提供できるということで、議会には説明が、これまでも繰り返されてきているわけです。現実にはそのところは、やっぱりそうならないということで、私のほうにも苦情が寄せられるということになってるわけです。ですから、そのと

ころは、再度、きっちり、指導をしていただくと。そういうことが繰り返されるようであれば、やはり指定管理者としてふさわしくないということだろうと思いますので、しっかり対応していただくように要請しておきます。

○委員（下深迫孝二君）

説明資料9ページ。建設施設管理課のほうにお尋ねをします。台風14号により被災した市道の速やかな復旧を図るということで、合計19件が提示されております。この中で、全く今通行止めの状況が何か所あるのかお伺いします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在、通行止めの区間ですけど、現在の通行止めでは、実際の全部で、小さなところまで言わせて13路線あります。片側交互通行が1件です。ホームページ上ではもう大きな路線しか載せておりませんので、全面通行止めは3件、片側1件としておりますが、山間部のほうとかで、そういうところでも入れますと、13件と、1件になります。

○委員（下深迫孝二君）

やはりこの通行どめになってるところ、早く復旧していただかないと、もう9月の台風ですから、もう何やかんや、何か月か過ぎてるわけですよ。これからまた入札をされて、災害復旧していかれるんだと思うんですけども、特にこの通行どめになってるところはとにかく全面的に突貫工事じゃないけれども、直していただくように、これ要望しておきます。

○委員（植山太介君）

建築住宅課にお尋ねをいたします。菩提寺団地の給水ポンプの復旧ということですけども、繰越しになっているということで、今どのような対応をして、いつぐらいに完成の予定なのか。おわかりでしたらお示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

受水槽につきましては、一度市水道管から来る水をタンクに溜めまして、それを、通常でありますと、被災する前は2台のポンプで交互で運転していた。加圧で送っておったんですが、被災して基盤もやられたり、ポンプの1台が被災したもんですから、1台で運転している状況です。ですから市民の方には、被災した半日程度が水が出なかったんですけど、そのあとは、今でも水が出ている状態です。今回繰越しをさせていただきまして、ポンプとか基盤とかそういうものが、最近、非常に手に入りにくいとか受注生産な部分もあったりしまして、半導体の問題もありまして、手に入りにくい状態もありまして、8月上旬には、全てが完了するという見込みでおります。

○委員（植山太介君）

区画整理課にお尋ねをいたします。地権者との交渉及び関係機関との協議に不測の日数だと記載されておりますこれはもう解決をして、今後のスケジュールとしては問題なく、標準のタイムスケジュールで進んでいくものか、変更が加わるか、おわかりでしたらお示してください。

○区画整理課長（岩元龍己君）

関係者、地権者の方と関係機関、これは国交省ですが、ここの協議は完了というか、問題なくやっております。今後は、この協議等に基づいて、繰越し工事等でいける状況にはなっております。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで建設部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時 9分」

「再開 午後 1時11分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、消防局の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○消防局長（細山田孝美君）

次に、消防局が所管する令和4年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。総務部の予算説明資料に係る説明書47～48ページ、説明資料は5ページになります。今回の補正は、(款・項)消防費(目)常備消防費、予算現額14億8,523万9千円に対し、燃料高騰にともない需用費、光熱水費に139万5千円を追加し、目合計を14億8,663万4千円に増額しようとするものです。経費の内容は、消防署等管理事業の光熱水費の不足に対する補正です。消防局は、特に令和4年度は物価高騰等が見込まれたことから、令和4年3月31日付総務課長事務連絡において経常経費削減を掲げ、日頃から経費削減に取組み、実際は空調等に係るガス使用量以外の電気使用量、水道等使用料については、昨年度の光熱水費における使用実績に対し、令和4年は前期7カ月の期間において、減少傾向であり努力を続けてまいりましたが、使用料単価の上昇等の影響で経常経費について補正予算を上程しなければならなくなったものです。説明は、以上となりますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長(久保史陸君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(竹下智行君)

経費削減に取り組まれたということですが、具体的にはどういうふうな取組をされたのかお示してください。

○次長兼総務課長(川崎敏朗君)

消防局において、光熱水費の節減ということで消防職員全体に向けて、取り組むように発信しております。内訳にあっては、電気に関しましては、使わない電灯のスイッチの切り、それとエアコンについて夏、非常に今年の夏は暑い期間がありました。その中で、消防局にあっては、交代制者勤務にあっては長袖を着ないといとけないという状況がありますが、その下には、Tシャツという形で各所属において、所属長の判断のもとでTシャツ着用で大丈夫というような勤務状態になっています。それは、やはり体力的なもの、そして健康的なことを考えれば、より安全でなければならないという状況ですのでそのような指示をしておりまして、特に訓練、出勤はもちろんのことですが、活動すれば、汗をかき、特に、消防職員は、防火着等の厚いものを着たりしますんで、通常時のものとは違う環境のもとで、動かなければいけないので、非常に汗びっしょりになる状況、そして、健康管理にも十分危惧されるような場合もあります。ということで、本来ならば、シャワーを浴びてもいい状況である中ですが、そういうところを周知しまして、個人的に、ボディータオル、良いにおいがする体を拭くもの、あれを個人的に購入しまして、それで体をふいてもらって、次の業務、出勤等に備えている状況であります。そのようなものを、注意しながら勤務をさせていただいております。

○委員(竹下智行君)

ありがとうございます。すごい努力をされているということで、消防吏員の方は体が資本ですので、節約も大事だと思うんですけども、体調管理のほう、体を壊さないようなまた指導のほうよろしくお願いします。

○委員(植山太介君)

消防局となると24時間体制になってくると思うんですけども、夜間の勤務体制といいますと、どれぐらいの方が待機されてるものなのか、おわかりでしたらお示してください。

○次長兼総務課長(川崎敏朗君)

当番ということになりますけど、24時間体制の中で中央署においては13人、14人の体制、他の所属にあっては分遣所と言えば、福山分遣所、霧島分遣所、横川分遣所にあつては、3名から4名というような夜間の勤務となります。北署のほうも7名ほど勤務で、隼人分遣所、溝辺分遣所においては、5名体制という、通常、そのような形で勤務しています。

○委員長(久保史陸君)

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで消防局の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時18分」

「再開 午後 1時19分」

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第156号 令和4年度霧島市一般会計補正予算（第13号）のうち、教育部所管の予算の概要について、説明します。今回の補正予算は、電力・燃料費の価格高騰により不足が見込まれる光熱水費、小中学校及び高等学校において危険度が高いと判断された樹木の伐採や剪定のための経費、令和5年度の特別支援学級等の増に備えるための経費及び竹子小学校の空調設備の改修のための経費を追加し、(款)10教育費のうち、(項)2小学校費に9,209万5千円、(項)3中学校費に2,862万2千円、(項)4高等学校費に262万6千円、(項)6社会教育費に143万6千円、(項)7保健体育費に818万2千円を追加し、教育部関係として総額1億3,296万1千円を追加計上しようとするものです。併せて、繰越明許費を追加しています。詳細は予算説明資料等に基づき、各課長が説明しますので、御審査よろしくお願います。

○教育総務課長（西敬一朗君）

教育総務課に関する令和4年度一般会計補正予算（第13号）について、説明します。教育部の補正予算説明資料6～7ページ、補正予算に関する説明書は49～52ページです。(款)10教育費、(項)2小学校費、(目)1学校管理費の「小学校施設補修事業」で1,150万円を増額しています。これは、令和5年度の特別支援学級等の増に備え、必要な改修を行うための経費です。また、同目の「小学校維持管理事業」で3,359万5千円を増額しています。これは、エネルギー価格高騰に伴い不足が見込まれる光熱水費と、樹木医の点検により危険度が高いとされた樹木を伐採・剪定するための経費です。財源として、樹木の伐採・剪定にふるさと基金繰入金（補正予算に関する説明書27～28ページ）を充当しています。次に、(款)10教育費、(項)2小学校費、(目)3学校施設整備費の「小学校学校施設整備事業」で4,700万円を増額しています。これは、老朽化している竹子小学校の空調設備を改修するための経費です。財源として、国庫補助金の学校施設環境改善交付金（補正予算に関する説明書21～22ページ）及び合併特例債（補正予算に関する説明書33～34ページ）を充当しています。次に、(款)10教育費、(項)3中学校費、(目)1学校管理費の「中学校施設補修事業」で1,050万円を増額しています。これは、令和5年度の特別支援学級等の増に備え、必要な改修を行うための経費です。また、同目の「中学校維持管理事業」で1,812万2千円を増額しています。これは、エネルギー価格高騰に伴い不足が見込まれる光熱水費と、樹木医の点検により危険度が高いとされた樹木を伐採・剪定するための経費です。財源として、樹木の伐採・剪定にふるさと基金繰入金（補正予算に関する説明書27～28ページ）を充当しています。最後に、一般会計補正予算（第13号）の4ページをお開きください。竹子小学校の空調設備の改修について、令和4年度内の工事の完成が見込めないため、繰越明許費に計上しています。以上で説明を終わります。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

学校給食課に関する令和4年度一般会計補正予算（第13号）について、説明します。教育部の補正予算説明資料8ページ、補正予算に関する説明書は57～58ページです。(款)10教育費、(項)7保健体育費、(目)5学校給食費の「学校給食センター運営事業」で818万2千円を増額しています。これは、エネルギー価格高騰に伴い不足が見込まれる光熱水費を追加計上するものです。以上で説明を終わります。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼単人図書館長（安栖賢一君）

国分図書館に関する令和4年度一般会計補正予算（第13号）について、説明します。教育部の補

正予算説明資料8ページ、補正予算に関する説明書は55～56ページです。(款)10教育費、(項)6社会教育費、(目)8図書館費の「図書館運営事業」で111万3千円を増額しています。これは、エネルギー価格高騰に伴い不足が見込まれる光熱水費を追加計上するものです。次にメディアセンターに関する令和4年度一般会計補正予算(第13号)について、説明します。教育部の補正予算説明資料8ページ、補正予算に関する説明書は55～56ページです。(款)10教育費、(項)6社会教育費、(目)9メディアセンター費の「メディアセンター管理運営事業」で32万3千円を増額しています。これは、エネルギー価格高騰に伴い不足が見込まれる光熱水費を追加計上するものです。以上で説明を終わります。

○国分中央高等学校事務長(堀之内真一君)

国分中央高等学校に関する令和4年度一般会計補正予算(第13号)について、説明します。教育部の補正予算説明資料7ページ、補正予算に関する説明書は53～54ページです。(款)10教育費、(項)4高等学校費、(目)1高等学校総務費の「国分中央高校活性化事業」で62万6千円を増額しています。これは、各種大会の上位大会へ参加する生徒を引率するための経費です。次に、(款)10教育費、(項)4高等学校費、(目)2高等学校管理費の「国分中央高校維持管理事業」で200万円を増額しています。これは、エネルギー価格高騰に伴い不足が見込まれる光熱水費と、樹木医の点検により危険度が高いとされた樹木を伐採・剪定するための経費です。財源として、樹木の伐採・剪定にふるさとさきばいあんせ基金繰入金(補正予算に関する説明書27～28ページ)を充当しています。以上で説明を終わります。

○委員長(久保史陸君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(植山太介君)

教育総務課にお尋ねをいたします。県で起こった事故を踏まえて一斉に危険な樹木の点検を行って、その際に伐採や剪定をしたと認識しておるんですけども、今回のこれはその後新たに危険とされたところがあらわれたのか、漏れがあったのか、そこら辺の認識はどう捉えているか。

○教育総務課長(西敬一朗君)

8月に曾於で起きました樹木の事故を受けまして、本市では8月の23日から9月の8日にかけて樹木医が全学校回りまして樹木の判定を行いました。その後台風等で一部折れたりした部分がありまして、そちらのほうは既存予算で対応したんですが、樹木医の判定による危険度の高い樹木が思ったよりも多かったものですから今回補正予算でその経費を計上させていただいたということになります。

○委員(下深迫孝二君)

木の伐採の件ですがね。今かなり伐採はされたんでしょうけれども、伐採するにはその学校のいろんな思いがある記念樹だとかいろんなものあるんだと思うんですがそういう承諾はもう全部とれてるんですか。

○教育総務課長(西敬一朗君)

今回のこの樹木の判定の内容で言いますとただいま質問ありました伐採が適当であるもの、あるいは偏った枝の選定が適当であるものと内容が分かれております。まず、その経費について承認していただかないことには実際の作業も進められませんので、現在のところはまだ、個々の伐採が必要な木について、記念樹であるか等の確認はしていませんけれども予算を認めていただきましたならば、学校に確認して必要なものについては必要な手続をとりたいと考えています。

○委員(下深迫孝二君)

予算が認められたら、例えば、記念樹等であっても相談していくというような話ですけども、承諾を先にとらないと予算をつけてもまた予算が余ることが出てくるわけですよね。そこら辺はどのように受け止めていらっしゃるんですか。結局予算をつけました。承諾を得られないと。例えば、道路をつくるとした時でもですよ。予算を先につけたけれども承諾はとれなかったというこ



とであるわけですよ。それは恐らく全部承諾が行くというふうに捉えていらっしゃるのかなというふうに受け止めたんだけどそこはどうなってますか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

はい、樹木医の判定の内容が伐採でありますと、ただいま言われたとおり伐採以外の方法で木を保存するというのはなかなか難しいものですから、実際にはこういう伐採という判断が出ましたので御了承くださいというお話にはなるかと思いますが、いずれにしてもOBの方が絡んでいらっしゃるとか、地域の方が絡んでいらっしゃるといような木については学校とよく連携をとって対応していきたいと考えています。

○委員（山口仁美君）

実際本数が多かったというようなお話で、私自身も子供の学校にある木について御相談したこともあったかと思えます。ぜひ安全に過ごせるような形をとっていただきたいと思えます。具体的に伐採対象の施設、学校施設がどのぐらい校数あったのか。あと、樹木の本数、伐採を対象になった樹木の本数は大体どのぐらい見込まれているのかお伺いします。

○教育総務課長（西敬一朗君）

小学校、中学校、樹木医の判断によりますとほぼ危険度の高いというものは、全ての学校に存在しています。危険度の高いものがなかったという学校が小学校では7校、それ以外は危険度の高い樹木があったということになります。中学校におきましては、3校が危険度の高い樹木はなかったという判定ですがそれ以外の学校では存在していたということで、その危険度の高い樹木は小学校で84本、中学校で30本ございましたのでこちらのほうは早急に取りかかりたいと考えています。

○委員（山口仁美君）

今までなかなか頼んでも予算がなくて、切っていただけなくてPTAからの要請があつたりとかそういうこともあった結果、これだけの本数が今回対象になってるんだと思うんですけども。この補正予算の協議をする中で今後のこの危険な樹木の把握であつたり伐採の方法、伐採をどういふふうに計画していくかというようなことについて話し合いが持たれたのかどうかお伺いします。

○教育総務課長（西敬一朗君）

これまで今予算がおっしゃいましたけれども、確かに限られた予算の中でありましたけれども、これまで一般質問の際にお答えしてきたとおり、例えば隣地に迷惑をかけているとかというようなものについては早急に対応してきていました。剪定等についてもこちらのほうで業者に委託をしたり、あるいはPTAで対応していただいたりということをしていたんですが、それが樹木医から見ますと剪定の仕方が偏っているので中心が一方に偏ってしまっているとかですね、そういう状態のものもありました。現在ある木については、その状況は樹木医の診断により、把握出来ていますので今回の補正予算だけでなく、今後も必要な対応をとっていくという考えています。

○委員（竹下智行君）

樹木医についてなんですが、樹木医の点検を頼むときの費用というのは1時間あたり幾らってなってるのか、1日あたり幾らとなっているのかそこ辺りをお示してください。

○教育総務課主幹（徳田 章君）

樹木医の点検に関しては先ほど課長からあつたとおり8月23日から9月8日までの8日間行って点検していただいたんですけども。1日あたり7校から8校ぐらい回っていきましましたので8日間、その分の日当を、それから、その点検をした後の報告書の作成、それから樹木医の方の旅費等、あと諸経費ですね、その辺を含めた金額でもって点検を既におこなっていただきました。

○委員（竹下智行君）

金額の細かいところはちょっとわからないですか。日当が幾らとか。

○教育総務課主幹（徳田 章君）

点検に関しての合計金額については32万円です。樹木の点検1日あたり大体2万5千円という形で1日の日当をお願いいたしておりました。

○委員（宮内 博君）

小学校の施設整備費の関係です。お尋ねをいたします。竹子小学校の空調設備をもう改修をするということでの説明であります。その財源ですね、国庫補助とあとは合併特例債で行うということでもあります。溝辺は鹿児島空港が立地している場所でありまして、従来小中学校等の公共施設の整備、騒音対策等についてはですね、航空機燃料譲与税が活用されてきたという背景があるかと思っております。今回これが入っておりません。それでその辺の理由を御説明をいただけませんか。

○教育部長（池田宏幸君）

まず航空機燃料譲与税につきましては基本的には一般財源であるというふうに認識をしております。ただし、都市計画税等と同じように当初予算の段階ではどの事業にどれだけ充てたかというようなことを、資料の中で示しているというような状況だったというふうに私は記憶をしております。なので、今回の補正予算であるという点が1点。当初予算ではないのでその分について既に計上してある航空機燃料譲与税に上乗せで、航空機燃料譲与税が交付されるわけではないということですので、今調達できる財源の中で、整理をしなければいけないということがございます。ただし、決算の段階で財政当局との協議にもよりまして、結果として航空機燃料譲与税が一般財源の一部として充当される可能性があるのではないかと考えております。いずれにいたしましても教育部といたしましては、予算要求いたしましてそれに対して市長部局のほうで検討され、また協議をしながら今回の補正予算を編成したわけですのでございますけれども、今回の補正予算の編成の中においては、財源としてそういうものを充当することを想定していないということでございます。

○委員（宮内 博君）

一般財源ではあると思っておりますが、目的税として航空機燃料譲与税そのものは徴収をされていると、使うことが出来る範囲についても限定をされてるということですね。その中に小中学校等の公共施設の防音対策、この事業へ活用できるということになってる。空調設備というのはまさに防音を兼ねた機器でありますので、当然その活用できると思うんですね。それで、そこのところには照準をあてて議論があった上で、一応今おっしゃったように当初予算でないで、補正などというようにすることなんですかね。

○教育部長（池田宏幸君）

まず先ほど申しましたとおり、補正予算でございまして、航空機燃料譲与税が今回の補正予算に伴って、追加交付をされる見込みはない、事業に伴うものではございませんので航空機燃料譲与税の性格からいたしまして、被害範囲であったりとかあるいは、航空機の発着回数でありましたりとかそういうものをもとにして、国が算定をして、一方的に交付をしてくるものでございます。そういうものを既に当初予算で計上した上で、今回の補正予算について、見込めない財源を見込むということは出来ませんので、今回のこの補正予算の中では、航空機燃料譲与税を予算で充てていくという協議はいたしておりません。いたしておりませんというか、そういうことは考えておりません。私どもとしては想定をしております。財政のほうからもそういうような回答はありませんでした。なので、双方、協議の上で今回の予算には上げていないということになろうかと思っております。大きな理由は先ほどから申しております通り追加交付が見込めないということですので、予算としてはそういう形になると、結果として決算の中では、全体の配分ということの中で事業に充当される可能性がないわけではないというふうに思っております。

○委員（宮内 博君）

航空機の発着によって、実績に基づいて交付をされるという特徴がありますので、コロナ禍ということもあって予測も非常に難しいという側面あるだろうというふうに思いますが、結論として今お聞きをして感じましたのは、最終的にはいわゆる航空機燃料譲与税の使い道の中でですね、活用できるということが明確になれば、今はこういう形で予算計上しているけれども最終的には航空

機燃料譲与税を活用したものになる可能性も否定は出来ないと、こう理解しておけばいいんですかね。

○教育部長（池田宏幸君）

委員おっしゃるとおりの、私どもの見解でございますけれども、後の決算の段階での財源充当につきましても、総務部のほうでなさることでございますので、私どものところで航空機燃料譲与税の一部を一般財源としてこの事業に、決算の中で充当、財源充当したような形での決算ということの特段求めるつもりはありません。

○委員（山口仁美君）

小学校施設補修事業についてお伺いします。令和5年度の特別支援学級の増に備えということで次年度も増えるのかなということを予測するわけなんですけれども。対象の学校数、それから学級数、何クラスぐらい増の予定なのか。あとそれに伴い対象の児童数の見込みをもし今持っていられればお伺いします。

○教育総務課長（西敬一朗君）

小学校の施設補修につきましては、これはあくまで予算作成時の住民基本台帳による予測ではありませんけれども、普通学級増が7学級分、7校7学級、特別支援学級の増が5校5学級を想定しています。対象人数につきましてははっきりとした数字を今持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○委員（山口仁美君）

同じく中学校施設補修事業についても増を見込んでいらっしゃるということで、こちらの対象の学校数学級数をお願いします。

○教育総務課長（西敬一朗君）

はい、中学校は普通学級で3校5学級、特別支援学級は4校5学級、それぞれ5学級ずつを見込んでいます。

○委員（宮田竜二君）

すいません竹子小学校の空調にちょっと戻るんですけども、4,700万なんですけどもこれ台数でいくと何台ですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

はい、竹子小学校につきましては19部屋、空調を設置することを考え考えております。

○委員（宮田竜二君）

はい、19台ですね、19部屋、ちょっと気になるのが故障じゃなくて老朽化ということなんで今も動いてるという認識でよろしい。

○教育総務課長（西敬一朗君）

溝辺地区の小中学校につきましては先ほど委員から御紹介ありましたとおり、空港周辺の騒音防音対策として、平成13年までに空調機をいち早く設置しています。令和元年に一斉に国からの補助金でつけたときにはあるということで、既に存在しているということで、そのときには設置から溝辺地区は外れておりました。その後も機能はしているんですが、さすがに設置から年数がたったために、溝辺地区について計画的に設置をするということでただいま取り組んでおまして、国からの補助金が順当に決定されているためこの竹子小学校が溝辺地区では最後の設置ということになります。

○委員（植山太介君）

国分中央高等学校の件でお伺いいたします。うれしいことだと思うんですけども、ここなんですのが1大会参加が想定を上回ったっていう詳しい内容なんですけども、1個大会にふえるのかその部活動が、2個、3個出るとかそこら辺のどの分でこれだけ上がったのかそこら辺がおわかりでしたらお示してください。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

上位大会、九州大会とか全国大会ですが、柔道部につきましては九州大会、全国大会それぞれ2回、九州大会は3回ですね、出場しております。それからハンドボールの女子も九州大会、全国大会、それから南九州大会に、これまで、今年度出場しております。ダンス部が全国、それから陸上部も九州大会、全国大会、そして文化部であります放送部が、全国のNHK杯、それから総合文化祭、それから九州にも出場しております。この、今言いました。四つの部活動は常連校といえますか、上位大会、ほぼ出場している部活動になります。それに加えて今年度は水泳部に優秀な生徒がおりまして、九州大会に2回新人戦も含めまして出場しております。それから、美術部、これは、今朝の新聞、昨日の新聞で見られたかもしれませんが、県でも一等1席をとる優秀な生徒がおりましてこれも、全国の総合文化祭に出場しております。それからハンドボール女子を先ほど言いましたけれども、ハンドボール男子も今年度は県大会で3位をとりまして、南九州大会に出場しております。最後にうちは農業に関する学科がございます。農業クラブが、日本学校農業クラブ全国大会、これに農業鑑定競技で出場の資格を取りまして、出場しております。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで教育部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時54分」

「再開 午後 1時55分」

## △ 議案処理

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案処理を行います。議案第156号令和4年度霧島市一般会計補正予算（第13号）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。原案に反対者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

議案第156号、霧島市一般会計補正予算第13号について討論に参加をいたします。本補正予算はエネルギー価格高騰による、高熱水費の不足あるいは台風14号により被害を受けた市道などの復旧に要する経費などが多く計上されております。これに反対するものではありません。私が、まず第1に指摘をしたいのは、債務負担行為の補正の問題についてであります。今回の補正予算には霧島市営住宅指定管理業務を令和4年度から令和9年度まで行うとする件について、市営住宅入居者への現時点管理者の対応には問題があるとして私の市議団では、前川議員から幾度となく改善を求めてきた経過があります。今回の債務負担行為によって業務を継続する指定管理者には、このような問題があることをまず指摘しなければなりません。二つ目には、住民窓口証明発行事務、332万9千円であります。その財源のうち199万9千円は、個人番号カード交付事務費として全額国庫による交付がされるものであります。この事業目的は、マイナンバーカードの交付を円滑に進めるための体制を整備し、コンビニエンスストアでの証明書の発行の機能を拡充するための予算計上であります。マイナンバーカードの交付は、岸田政権が進めるデジタル改革の一環であり、行政が保有するデータを企業に開放しもうけの種として企業の利益につなげるための改革であることを指摘をしなければなりません。自治体が保有する個人情報、公権力を行使をして提出をされるもので、企業が保有する顧客情報とは比較にならない膨大な情報量であります。自治体保有の情報は匿名加工しているとされますが、過去には住宅ローンフラット35を扱う住宅金融支援機構から、民間事業者の銀行

へ約118万人分の情報が提供され、性別や年齢、職業、勤務年数、年収、家族構成など23項目が含まれていた事例が報告をされております。プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権であります。これを侵害する危険性の高いマイナンバーカードへの個人情報集約と、利用拡大につながる体制の整備に要する経費の計上には同意出来ないこのことを申し上げて討論いたします。

○委員長（久保史睦君）

原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（徳田修和君）

私は議案第156号、令和4年度霧島市一般会計補正予算第13号について賛成の立場で討論いたします。今回の補正の主なものとは台風14号等により被災した施設の本格復旧に要する経費、また、物価高騰等による電力、燃料費の価格高騰により不足が見込まれる施設の維持管理に要する経費等が中心となっております。事業内容のほうを見てみましても住民窓口証明発行事務においては、申請者増えてきておる中会計任用職員を国分地区で2名、隼人地区で2名計4名採用し、円滑な事務に努めるための経費、また、コンビニエンスストアでの証明書発行のためのシステム改修など、利便性を高めるための予算が計上されているようでございます。また、教育面におきましても小学校の維持管理事業、中学校維持管理事業、国分中央高校維持管理事業の中にも、樹木医の点検により危険度が高いとされた樹木を伐採剪定するという事業が盛り込まれております。これは子供たちの安心安全を守り、また、学校側、PTA側からも多く要望があったものが動き出す大切な事業だと認識しております。そのようなことから、私は、この補正予算は必要な予算措置であると認識しておりますので賛成いたします。委員諸兄氏の御賛同を求め討論いたします。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは討論を終わります。採決します。議案第156号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者10名であります。起立多数と認めます。したがって、議案第156号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で議案処理を終わります。

#### △ 委員長報告に付け加える点

○委員（久保史睦君）

これで議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案番号とその内容を御発言ください。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

はい、それではそのようにさせていただきます。以上で本日予定をしておりました、審査を全て終了いたしました。これで、予算常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時 2分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 予算常任委員長

久保 史睦